

調布市自転車等対策実施計画
改定版



令和3年3月

調 布 市

目 次

I	計画の概要	1
1	自転車利用をとりまく現状	
(1)	自転車保有台数の推移	1
(2)	短距離移動における利便性	1
(3)	健康面での有用性	1
(4)	災害時における自転車活用	2
(5)	自転車活用推進法の施行	2
(6)	調布駅周辺の開発（京王線の地下化及び各種開発）	2
2	調布市の自転車等対策の取組	
(1)	自転車等対策総合計画の策定	3
(2)	自転車等対策実施計画の策定	5
(3)	自転車ネットワーク計画の策定	5
(4)	放置自転車対策の効果	6
3	自転車等対策実施計画の位置付け等	
(1)	調布市基本計画における位置付け	7
(2)	計画期間	8
(3)	計画の対象区域	8
(4)	計画の対象者	8
(5)	計画の基本的な考え方	8
(6)	4つの施策と課題解決に向けた26の計画	9
(7)	計画の事業化スケジュール	10
(8)	早急な対応を要する課題に対しての一体的な取組	11
II	計画の実現に向けての4つの施策	12
1	恒久的な駐車施設の設置	
(1)	既存の自転車等駐車施設用地の長期的担保と有効活用	12
	計画1 長期賃貸借契約の締結	
	計画2 定期借地権の活用	
	計画3 土地の購入	
	計画4 既存施設の立体化	
(2)	オープンスペースへの自転車等駐車施設の設置	18
	計画5 生産緑地の活用	
(3)	連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置	20
	計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討	
2	関係者による自転車等駐車施設の設置推進	
(1)	鉄道事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力	21
	計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議	
(2)	民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進	23
	計画8 補助制度の拡大	
	計画9 補助対象施設の制限緩和	
(3)	商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応	26
	計画10 施設所有者の附置義務強化	
	計画11 附置義務対象施設の拡大	
	計画12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議	
	計画13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討	
3	施設の運営管理の適正化	28
	計画14 市内全施設の有料化	
	計画15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入	
	計画16 無人式24時間管理システムの導入検討	
	計画17 満空情報システムの導入検討	

4	既存対策の改善・再構築	
(1)	放置禁止区域の拡大.....	37
	計画 18 駅から半径約 200m 以内の路地を放置禁止区域に指定	
(2)	撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供	39
	計画 19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大	
	計画 20 集中的撤去に向けた保管場所の確保	
	計画 21 施設利用に関する情報提供	
(3)	撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し.....	41
	計画 22 保管料金の見直し	
	計画 23 返還日/時間帯の見直し	
(4)	利用・駐車マナー啓発.....	43
	計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布	
(5)	シェアサイクルの活用等.....	45
	計画 25 サイクルステーションの拡大	
	計画 26 市民を対象とした利用促進等	
Ⅲ	実態調査を踏まえた各駅における自転車等駐車場の施策の方向性.....	47
(1)	仙川駅.....	48
(2)	つつじヶ丘駅.....	52
(3)	柴崎駅.....	56
(4)	国領駅.....	59
(5)	布田駅.....	62
(6)	調布駅.....	65
(7)	西調布駅.....	69
(8)	飛田給駅.....	73
(9)	京王多摩川駅.....	76
Ⅳ	計画の実現化に向けて	79
(1)	事業化プランの策定.....	79
(2)	駅周辺の開発事業にともなう自転車等駐車施設設置への取組み	79
(3)	自転車活用推進計画の策定.....	79
(4)	調布市による計画推進の先導と関係者の緊密な連携・協議、協働	79

I 計画の概要

1 自転車利用を取り巻く現状

(1) 自転車保有台数の推移

自転車は、私たちの日常生活の中で最も身近な乗り物のひとつで、通勤、通学や買い物、レクリエーションなど多目的に利用されており、その利便性だけではなく、環境にやさしい交通手段として注目されています。

日本における自転車保有台数は増加傾向にあり、約 7,000 万台と自動車保有台数と同程度となっています。

(2) 短距離移動における利便性

5 km 程度の移動では、最も素早く移動できる交通手段とされています。

また、自宅から駅、商業施設等まで、比較的ドアツードアで移動でき、手軽で効率的に移動できる交通手段であり、とても利便性が高い移動手段です。

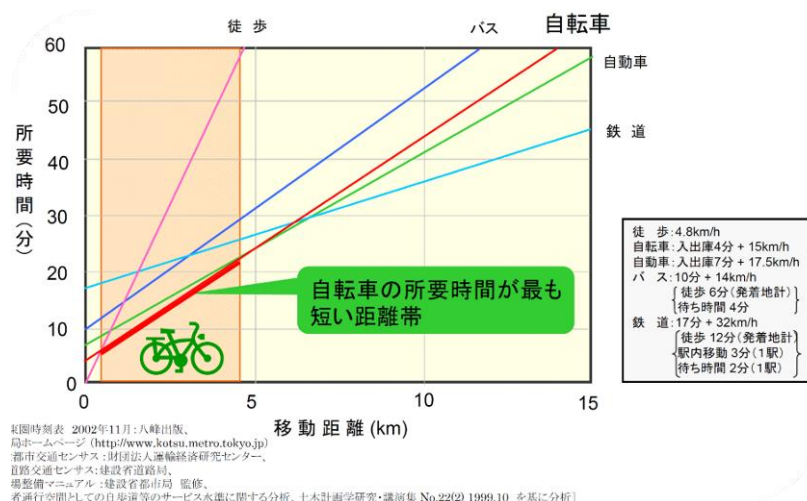


図 1 既存駐車施設の立体利用

出典：第 32 回総合的交通基盤整備連絡会議資料（H24.1，国土交通省）

(3) 健康面での有用性

交通手段として自転車を活用することで、日常の生活の中で無理をせずに運動することが可能と考えられます。

また、日々の移動を自家用車から自転車に転換するだけで、新たに運動する時間を設けずに、健康増進につながるメタボリック症候群の解消や生活習慣病の予防に役立つことが、確認されています。

(*) 株式会社シマノ「自転車でメタボリック症候群を解消 社内実験結果（2008 年）」

3 箇月間の自転車運動を行った結果、6 名平均の体重と体脂肪率がダウンした。

(4)災害時における自転車活用

近年は、震災をきっかけに日常的にも自転車を利用する人が増えています。災害時における公共交通網のストップや、自動車の避難渋滞時に、自転車は比較的スムーズに移動でき、災害時の有用な交通手段となっています。

(5)自転車活用推進法の施行

環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっています。このため、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、国において総合的・計画的に推進していくことを進めました。

調布市においても、自転車活用推進法に基づく自転車の有効活用に向けた各施策を計画的・段階的に実施していきます。

基本方針	以下の施策を重点的に検討・実施 ①自転車専用道路等の整備 ②路外駐車場の整備等 ③シェアサイクル施設の整備 ④自転車競技施設の整備 ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 ⑧交通安全に係る教育及び啓発 ⑨国民の健康の保持増進 ⑩青少年の体力の向上 ⑪公共交通機関との連携の促進 ⑫災害時の有効活用体制の整備 ⑬自転車を活用した国際交流の促進 ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援
自転車活用推進計画	・政府：基本方針に即し、 計画を閣議決定 し、国会に報告 ・都道府県・市区町村：区域の実情に応じ計画を定めるよう努める
自転車活用推進本部	・ 国土交通省に、自転車活用推進本部 を設置 ・ 本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚 とする
自転車の日・月間	・ 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする
附則で定められた検討事項	・自転車活用推進を担う 行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置 ・自転車の運転に関しての 道路交通法違反行為への対応の在り方 ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の 損害賠償保障制度

出典：自転車活用推進法の施行について（国土交通省）

(6)調布駅周辺の開発(京王線の地下化及び各種開発)

平成24年8月に、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と相模原線の調布駅～京王多摩川駅間約0.9kmの区間の地下化が実現し、踏切18箇所の解消・南北交通の円滑化・駅周辺の民間開発などにつながっています。

また、地下化によって創出した京王線の鉄道敷地には、商業施設のほか、公園・自転車等駐車場・緑道・生活道路等を段階的に整備することで、まちの魅力や回遊性の向上につながっていきます。

2 調布市の自転車等対策の取組

(1) 自転車等対策総合計画の策定

調布市では、放置自転車等の課題を解決するため、平成 18 年 3 月に自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律^(※1)に基づき、調布市自転車等対策総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

総合計画においては、4つの重要課題を設定し、4つの基本方針を定めています。

(※1) 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条第一項 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

（総合計画）

第七条第一項 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができる。

【重要課題】

① 自転車等駐車施設の確保

自転車等駐車施設の不足が放置自転車等発生大きな原因と考えられることから、自転車等駐車施設の新設に取り組むことが必要です。

また、既存の自転車等駐車施設は、民地などを借用した駐車施設や平面式のものが多く、長期的な維持・確保という観点から不安定な状況と言えることから、既存の自転車等駐車施設を恒久的に維持・確保していく対策に取り組むことが必要です。

② 自転車等駐車施設設置に対する関係者の協力

市内各駅周辺の自転車等駐車施設は、調布市が中心となって設置し、運営・管理していますが、今後は、鉄道事業者や自転車等駐車需要を大量に発生させる大規模施設設置者等が自転車等駐車施設設置への取り組みに対し、これまで以上に協力していくことが求められます。

また、市の財政事情が厳しさを増していく中、これからは民間駐車施設事業者による民営自転車等駐車施設の設置拡大を推進していくことが必要です。

③ 自転車等駐車施設の運営・管理の見直し

自転車等駐車施設利用者が受益者として、必要な使用料を負担してサービスを享受することが適当、公平であり、その事が民営の自転車等駐車施設事業が成立する事業環境の要となる条件であることから、より一層自転車等駐車施設の有料化を促進していく必要があります。

また、公共交通などとの役割分担の適正化、自転車等駐車施設利用の適正化の観点から、自転車の秩序ある適正な利用に向けた取り組みが必要です。

④ 既存の自転車等対策の再点検

調布市では、条例などにに基づき、総合的な自転車等対策を実施していますが、まだまだ改善すべき箇所があります。

これまで実施してきた自転車等対策の制度・仕組み、諸活動などについて、改善・見直しの余地がないか総合的な再点検を行い、より効率的で効果的な自転車等対策に再構築していく必要があります。

【基本方針】

① 恒久的な自転車等駐車施設の設置推進

関係者と協働を図りながら、今後新たに設置が必要となる恒久的な自転車等駐車施設の確保とともに、既存の自転車等駐車施設を恒久的に維持・確保するための対策を推進していきます。

② 関係者による自転車等駐車施設の設置推進

大量の自転車等駐車需要に対しては、関係者が駐車施設を自ら設置したり、あるいは駐車施設の設置への取組に対し、積極的な協力を行っていくことを原則とします。

これらの駐車施設でカバーしきれない駐車需要などに対しては、民間駐車施設事業者による民営の自転車等駐車施設で対応していく視点を導入していきます。

③ 自転車等駐車施設の運営・管理の適正化推進

自転車等駐車施設利用については受益者負担の考え方を基本に、今後より一層自転車等駐車施設の有料化を促進していきます。

また、公共交通などとの適正な役割関係を実現するとともに、自転車等駐車施設の適正な利用を推進していきます。

④ 既存の自転車等対策の改善・再構築

調布市がこれまで取り組んできた既存の自転車等対策に関する制度・仕組み、諸活動などについて、改善・見直しの余地がないか総合的に再点検を行い、より効率的で効果的な自転車等対策に再構築していきます。

(2)自転車等対策実施計画の策定

さらに、自転車等対策を推進するため、調布市自転車等対策実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、総合的な対策を実施することにより、課題の解決を図っていきます。この計画は、平成 18 年 3 月に策定した総合計画によって示された総合的な自転車対策等のあり方、実施すべき対策の基本的な方針に対して、各対策の具体化、実現化に向けて重点的に取り組む対策を絞り込み、事業化を図るための計画を明らかにしたものです。この実施計画は平成 20 年 3 月に策定してから 12 年が経過しており、その中で駅周辺の自転車等駐車場の整備状況や放置を含む自転車の利用状況等が大きく変化したため、改めて本実施計画の進捗状況を再確認、再検討し、時点修正を図るなどの計画の見直しを図ることといたしました。

(3)自転車ネットワーク計画の策定

調布市では平成 28 年度に調布市自転車走行空間検討調査を実施し、自転車利用に関わる基礎データの整理や地域概況の把握等を行い、平成 29 年度には、市民の意見を反映した計画にすることを目的として、市民参加の手法を用いて市民との意見交換を行いました。

上記の調査結果及び市民参加によっていただいた市民意見を基に、調布市内における良好な自転車通行環境を実現するための自転車通行環境ネットワーク形成に向け、自転車ネットワーク路線及び整備形態の選定や個別路線の詳細な構造検討等を行い、「調布市自転車ネットワーク計画」を平成 30 年 11 月に策定しました。

計画の期間は、令和 4 年度（2022 年度）までの 5 箇年をⅠ期、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）の 5 箇年をⅡ期、令和 10 年度（2028 年度）以降をⅢ期とし、各期の終わりに見直しを図ります。

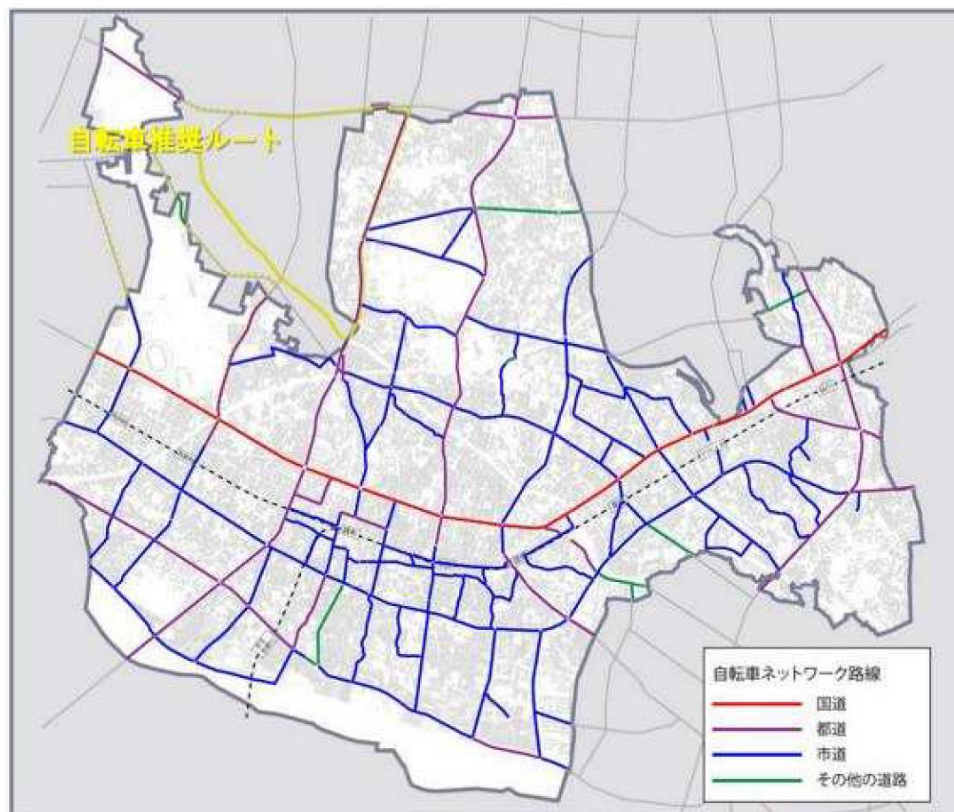


図 2 自転車ネットワーク路線（完成形）

(4) 放置自転車対策の効果

調布市では放置自転車の発生を抑制することを重要課題として、自転車等駐車場整備を進めてきました。その結果、歩行者の移動に支障となっていた放置自転車は減少傾向にあり、対策の効果が現れています。

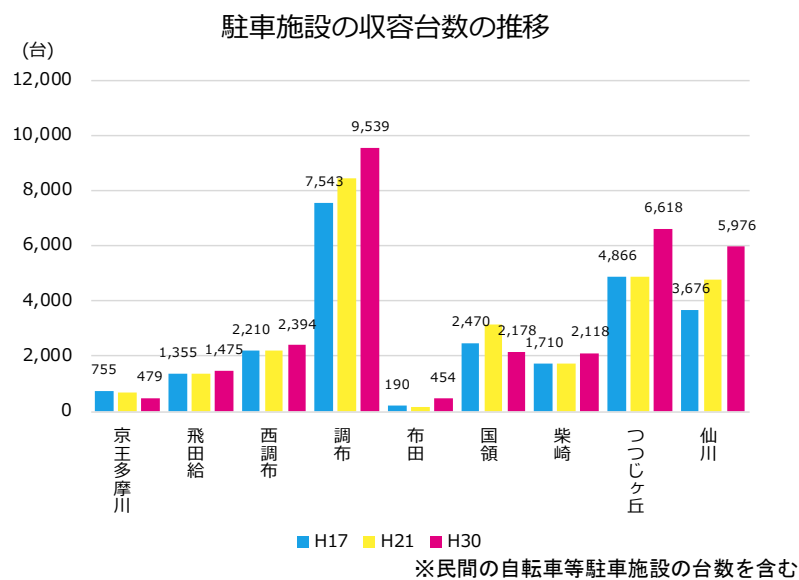


図 3 駅別の自転車等駐車施設の収容台数の推移

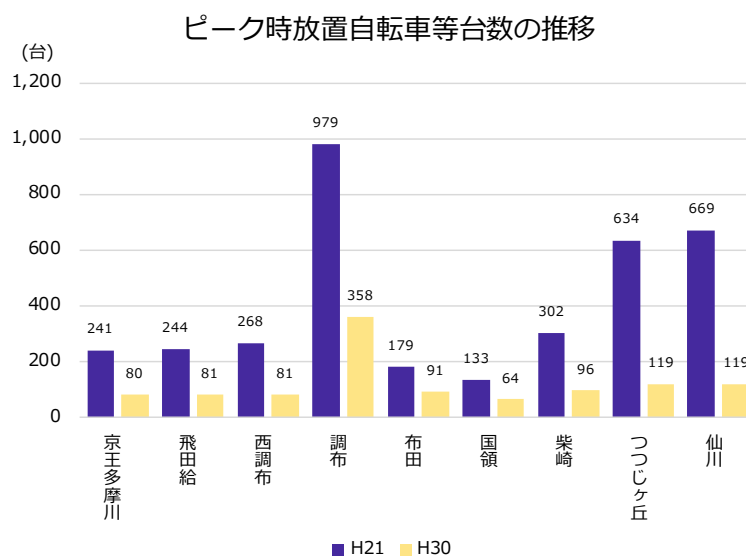
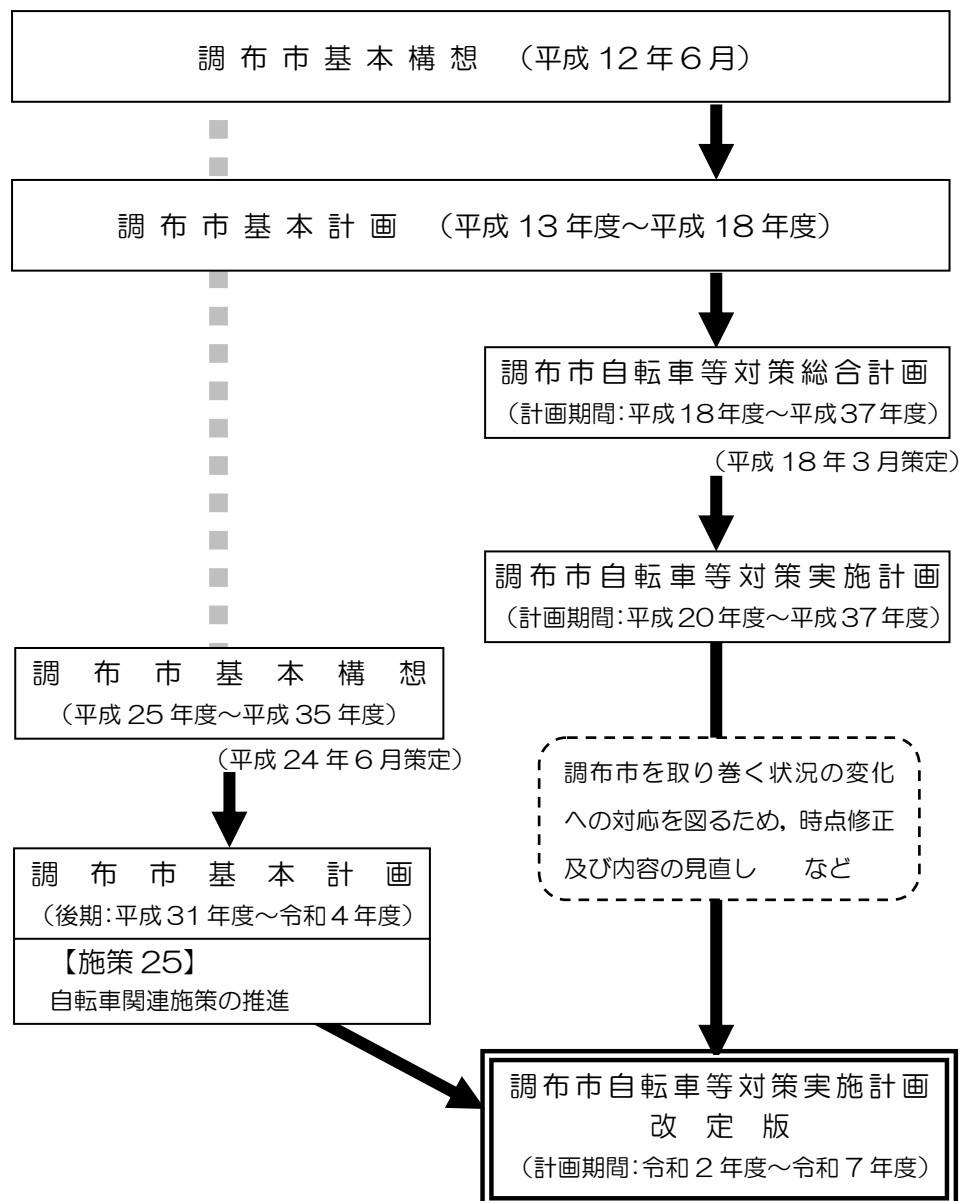


図 4 駅別の放置自転車等台数の推移（ピーク時）

3 自転車等対策実施計画の位置付け等

(1) 調布市基本計画における位置付け

令和2年時点における調布市基本計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）においては、施策25「自転車関連施策の推進」として位置付けています。



(2)計画期間

実施計画の計画期間は、総合計画との整合を図り、当初計画と同じ令和 7 年度までとします。

(3)計画の対象区域

実施計画の対象区域は市内全域とします。

(4)計画の対象者

対象者は受益者とします。

(5)計画の基本的な考え方

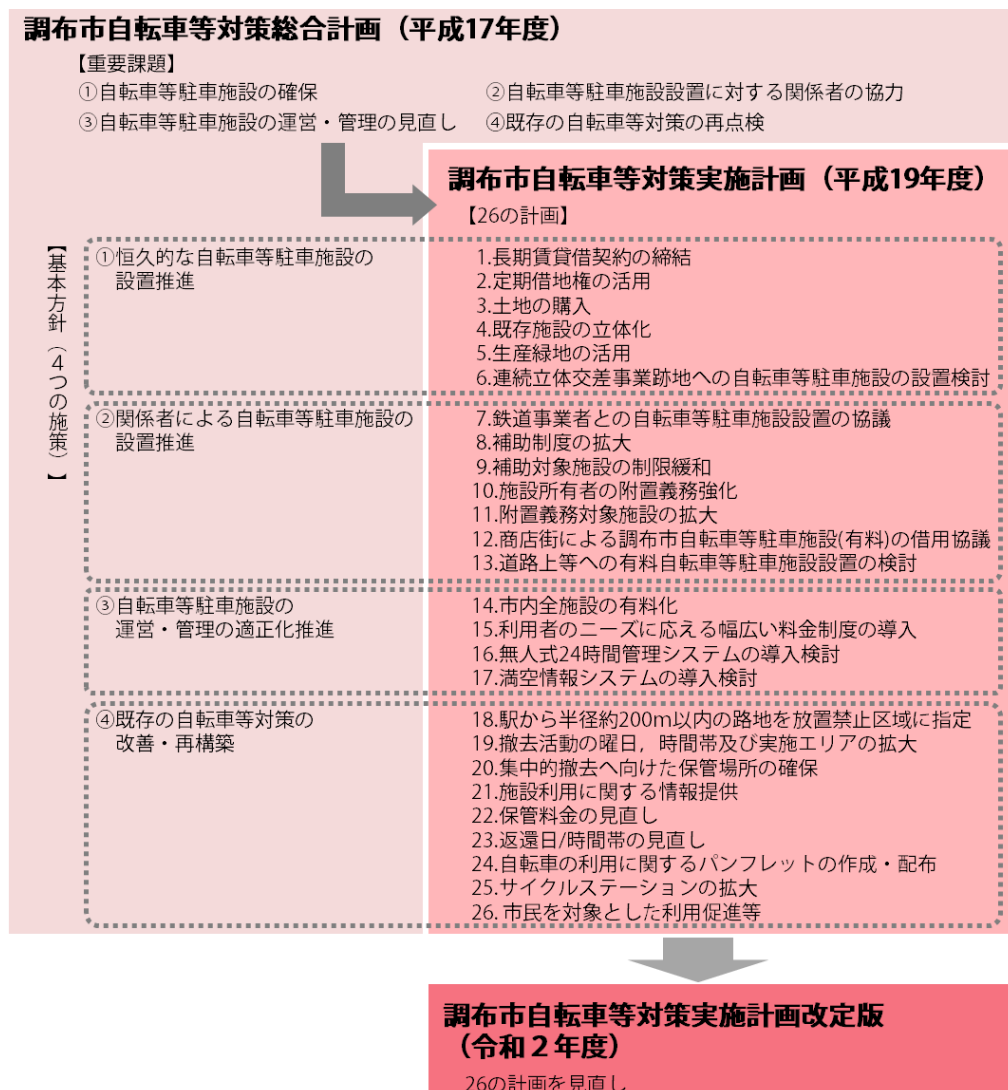
【受益者負担の原則】

税金を投入し、設置している市営自転車等駐車施設の利益を受けているのは利用者です。

また、買い物や、通勤・通学目的で市営自転車等駐車施設を利用した場合、店舗や鉄道会社・バス会社も利益を受けているといえます。

このことから、自転車等駐車施設の設置、運営・管理等は、利益を受ける者全員が協働して対応することを基本的な考え方とします。

市としても、自転車対策には積極的に取り組んでまいります。

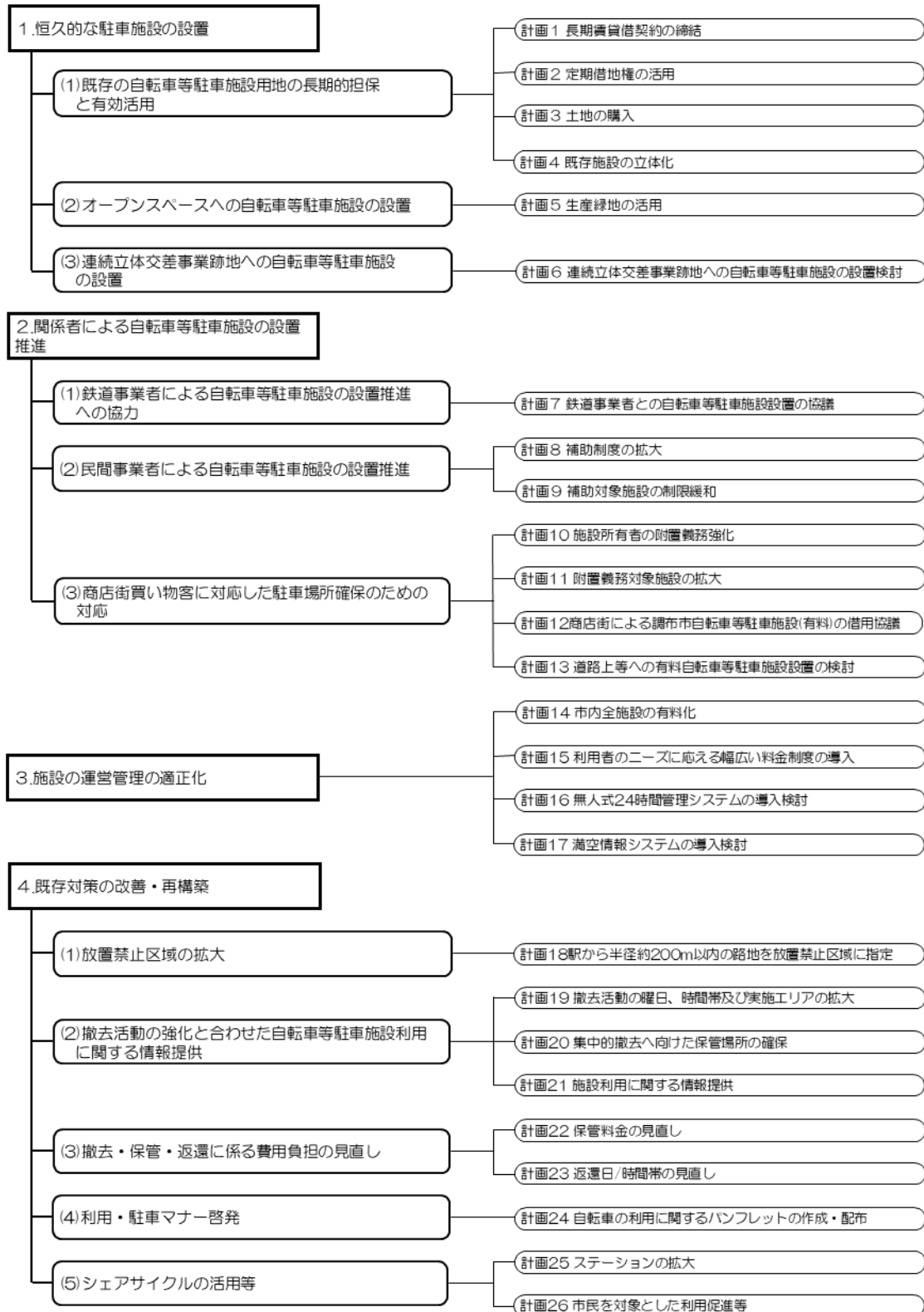


(6)4つの施策と課題解決に向けた 26 の計画

総合計画における4つの施策（基本方針）を踏まえて、課題解決に向けた 26 の計画から構成します。

【4つの施策】

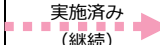
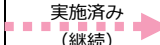
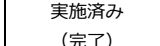
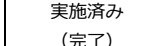
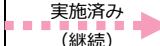
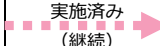
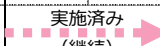
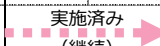
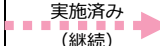
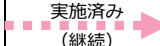
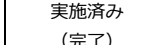
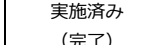
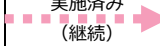
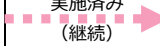
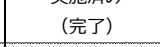
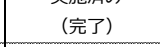
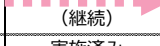
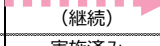
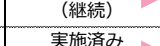
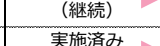
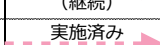
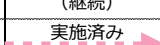
【26の計画】



(7)計画の事業化スケジュール

26 の計画は、早期に着手しなければならない課題を解決するための計画期間である短期計画（令和 2 年度～5 年度）、長期的な課題解決のための計画期間である長期計画（令和 2 年度～7 年度）として、それぞれ位置付けます。

- ① 短期計画（令和 2 年度～5 年度）
- ② 長期計画（令和 2 年度～7 年度）

4 つの施策		26 の計画	進捗状況	短期計画	長期計画
1. 恒久的な駐車施設の設置	(1) 既存自転車等駐車施設用地の 長期的担保と有効活用	計画1 長期賃貸借契約の締結	協議中		
		計画2 定期借地権の活用	協議中		
		計画3 既存施設の土地の公有化	19件を実施		
		計画4 既存施設の立体化	6施設を立体化		
	(2) オープンスペースへの自転車 等駐車施設の設置	計画5 生産緑地の活用	実施済み		
	(3) 連続立体交差事業跡地への自 転車等駐車施設の設置	計画6 連続立体交差事業跡地への 自転車等駐車施設の設置検討	実施済み		
2. 関係者による自転車等駐 車施設の設置推進	(1) 鉄道事業者による自転車等駐 車施設の設置推進への協力	計画7 鉄道事業者との 自転車等駐車施設設置の協議	実施済み		
		計画8 補助制度の拡大	未実施		
	(2) 民間事業者による自転車等駐 車施設の設置推進	計画9 補助対象施設の制限緩和	未実施		
		計画10 施設所有者の附置義務強化	未実施		
		計画11 附置義務対象施設の拡大	未実施		
		計画12 商店街による調布市自転車等駐車施 設（有料）の借用協議	0件 （過去に2件実施）		
3. 施設の運営管理の適正化	(3) 商店街買い物客に対応した駐 車場所確保のための対応	計画13 道路上等への有料自転車等駐車施設 設置の検討	検討中		
		計画14 市内全施設の有料化	37施設を有料化		
		計画15 利用者のニーズに応える 幅広い料金制度の導入	実施済み		
		計画16 無人式 24 時間管理システムの 導入検討	37施設に導入		
	(4) 満空情報システムの導入検討	計画17	未実施		
4. 既存対策の改善・再構築	(1) 放置禁止区域の拡大	計画18 駅から半径約 200m 以内の路地を 放置禁止区域に指定	実施済み		
		計画19 撤去活動の曜日、時間帯及び 実施エリアの拡大	実施済み		
		計画20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保	実施済み		
		計画21 施設利用に関する情報提供	実施済み		
	(2) 撤去・保管・返還に係る費用 負担の見直し	計画22 保管料金の見直し	実施済み		
		計画23 返還日/時間帯の見直し	実施済み		
	(3) 利用・駐車マナー啓発	計画24 自転車の利用に関する パンフレットの作成・配布	実施済み		
		計画25 サイクステーションの拡大	導入に向け実証実験中		
	(4) シェアサイクルの活用等	計画26 市民を対象とした利用促進等	導入に向け実証実験中		

(8)早急な対応を要する課題に対しての一体的な取組

【一体的な取組】

当初計画の中で、周知期間や関連する条例改正等に要する期間を設け、早急に対応を要する違法駐車対策関連の緊急的な5つの課題がありました。

① 自転車等駐車施設の整備による駐車環境の向上〈計画5・6・7〉

自転車等駐車施設の整備及び駐車スペースの確保を行い、自転車等駐車施設の駐車環境の向上に取り組みました。

② 有料化による適正な利用〈計画14・15〉

自転車等駐車施設の有料化を図り、適正な自転車等駐車施設の利用に取り組みました。

このことにより、自転車等の利用抑制及び運営環境の改善も含めた違法駐車対策費用の軽減を図っていきます。

③ 違法駐車対策の強化〈計画18・19・21・22・23〉

違法駐車対策の強化に取り組むことにより、放置自転車を一掃し、交通環境の改善を図りました。

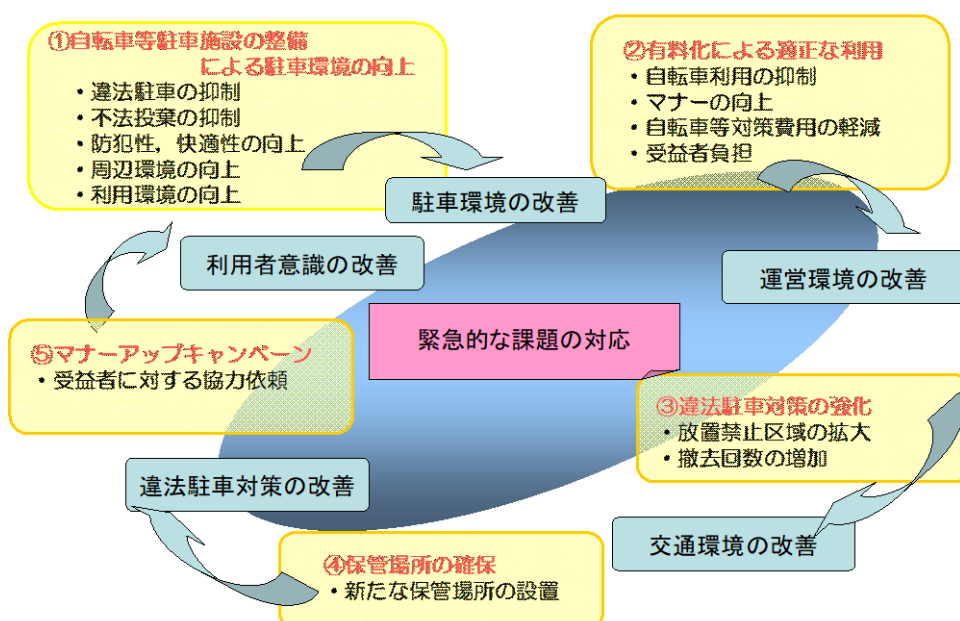
④ 保管場所の確保〈計画20〉

撤去した自転車等の保管場所確保に取り組み、違法駐車対策の改善を図りました。

⑤ マナーアップキャンペーン〈計画24〉

マナーアップキャンペーンに取り組み、違法駐車撲滅に向け、自転車利用者の意識改善を図っています。また、駐車施設等のPRを行い、①整備された自転車等駐車施設に自転車等利用者が駐車するようになっています。

なお、上記に示した課題は全て密接な関係にあり、同時に対策を講じることにより最大の効果を得ることができます。



Ⅱ 計画の実現に向けての4つの施策

1 恒久的な駐車施設の設置

(1) 既存の自転車等駐車施設用地の長期的担保と有効活用

計画1 長期賃貸借契約の締結 《長期計画》

計画2 定期借地権の活用 《長期計画》

計画3 土地の購入 《長期計画》

計画4 既存施設の立体化 《長期計画》

現在利用されている公共の自転車等駐車施設は 41 箇所ありますが、そのうち約半数に当たる 21 箇所が民間等からの借地です。

民間等からの借地については、土地所有者と1年ごとの契約を締結しており、長期に渡って自転車等駐車施設の収容台数を確保できる保証がありません。

このため、基本的に1年である賃貸借契約期間の見直し、定期借地権の活用及び土地の購入について土地所有者等と調整を図り、長期的な土地の確保に努めるとともに、既存施設の立体化を推進しています。

計画1 長期賃貸借契約の締結

借用地の契約期間について、現状では1年ごとの契約期間が多く、そのため多層化施設の建設が困難であり、また、地権者から当該地の契約解除を求められた場合には、返還することとなっています。

借用地中心の現状は大変不安定な状況の上に事業が成り立っているといえ、駐車施設用地の長期的確保の必要性が生じていることから、長期賃貸借契約を図ります。

計画2 定期借地権の活用

定期借地権には、「一般定期借地権」と「建物譲渡特約付借地権」、「事業用定期借地権」の三種類が設定されています。自転車等駐車施設の場合には、事業用定期借地権が該当します。

表 1 定期借地権の種類

	一般定期借地権	建物譲渡特約付借地権	事業用定期借地権
存続期間	50 年以上	30 年以上	10 年以上 50 年以下
借地の利用目的	制限なし	制限なし	事業用
契約の形式	公正証書	事実上書面	公正証書
特徴	期間満了で契約消滅し、建物買い取り請求は不可	期間満了で契約消滅し、貸し主は建物を買取り	期間満了で契約消滅し、建物買い取り請求は不可
根拠条文	借地借家法 22 条	借地借家法 24 条	借地借家法 23 条

定期借地権は、建物の所有を目的とした制度のため、施設を有しない平置き自転車等駐車施設は対象外となり、柱及び壁を有する施設であることが必要となります。

長期的な用地の確保を目的として、事業用定期借地権の導入へ向けた検討を行います。

表 2 制度のメリットとデメリット

	土地所有者	借地人
メリット	- 一定割合による一時金（保証金）の収受が可能である - 契約期間中の長期に渡る安定収入を得ることが可能である - 適正な地代の改定が可能である - 借地人が住居用の建物を建てた場合、固定資産税の負担軽減が可能である - 契約期間終了後には、「建物譲渡特約付借地権」を除き更地で返還される	- 借地契約の際の一時金が普通借地権に比べて安価である - 地主の承諾を得れば転売・転貸が可能である（契約期間を超えて転売することは不可） - 契約期間が50年以下であり、本格的な建物の建築が可能である
デメリット	- 借地契約期間中は当該地を自分で使用することは不可 - 借地契約時の保証金が普通借地に比べ安価 - 相続時に保証金の一部しか債務控除されない	- 契約の更新が不可 - 契約期間終了後には、「建物譲渡特約付借地権」を除き更地で返還する必要あり（借り主の費用で解体施工の必要あり）

計画3 土地の購入

土地を長期的に担保するもう一つの方法として、市が土地所有者から土地を買い取る不動産売買があり、長期賃貸借契約及び事業用定期借地権の活用と併せて検討を行っています。

表 3 不動産売却のメリットとデメリット（土地所有者）

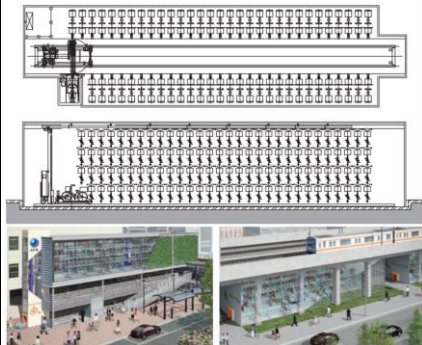
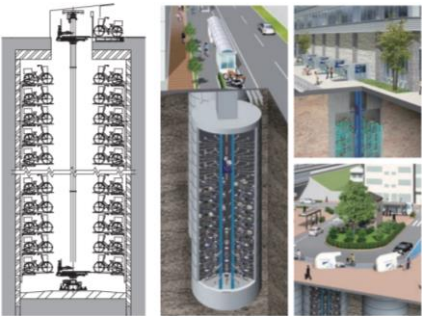
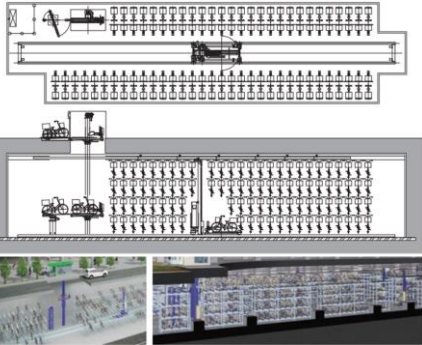
メリット	- 現金化により、その後の収入や支出の改善へつなぐことが可能である - 値下がり等によるリスクを回避することが出来る - 維持費が不要となる
デメリット	- 土地を手放すことで、その土地から得られる収益が見込めなくなる - 売却にあたってさまざまな費用負担が発生する → 仲介手数料、測量費、印紙税、法書士手数料等 - 譲渡所得が譲渡価額、取得費、譲渡費用を足したものより大きくなると発生すると税金が生じる → 所得税、住民税、復興特別所得税

計画4 既存施設の立体化

令和2年時点で、市内には41箇所の公共の自転車等駐車施設がありますが、その中で立体化されている施設は6箇所で、他は全て平置き施設となっています。周囲の建物状況や建築条件の確認を行い、土地の長期的な確保が図られた時点で必要に応じて平置き施設の立体化を進めています。

立体化には地上式と地下式の2種類があり、その地域の特性や不足している容量などの状況により、機械式の自転車等駐車施設や自走式の立体利用など、比較検討を図ったうえで、適した施設を選定していきます。

表4 地上式と地下式の概要

参考事例	JFE エンジニアリング(株) 「サイクルツリー」	
	地上式	地下式
形式	・円筒型  ・水平型 	・円筒型  ・水平型 
収容台数	・円筒型：地下・地上ともに255台 ・水平型：地下・地上ともに240台	
特徴	・自転車を入庫口にセットしボタンを押すと、自転車につけたICチップを読み取り自動で入庫。入庫作業は5秒。 ・震度6強に耐えられる設計、板バネ機構により自転車の転倒を防止。機械寿命は30年以上を想定。	
	・駅前などの狭あいなスペースや、鉄道の高架下等のスペースの有効活用が可能 ・景観に合わせた多彩なデザインが可能 ・ある程度の土地が必要	・地上の占有スペースを最小限にできる ・既存の地下空間や通路等の有効活用が可能 ・高い止水性、耐震性を確保

資料：JFE エンジニアリング(株)web サイト

自転車等駐車施設だけではなく、平面駐車施設の立体利用も考えられることから、将来の施設容量に不足が生じる駅周辺では検討が必要です。駐車施設の上に構造物を組み立て、上部に駐車場所を確保するほか、下図のように、地下式自転車等駐車施設と駐車施設の組み合わせも考えられます。

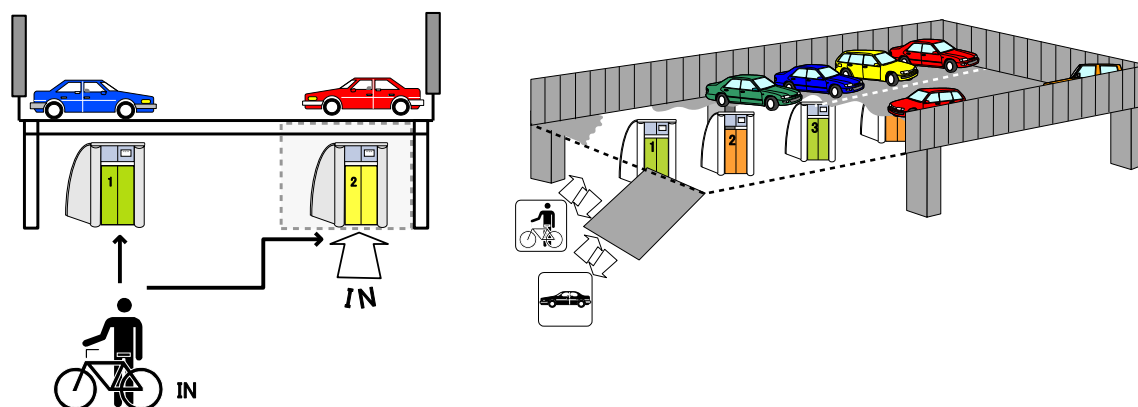


図 5 既存駐車施設の立体利用

自転車等駐車場用地の公有化の状況

現在、既存の自転車等駐車施設 41 箇所のうち 21 箇所が借地となっています。現時点では自転車等駐車施設の閉鎖が予定されていない施設でも、今後いつ土地の借用ができなくなるかわからないといった不安定な状況であることから、土地所有者と調整の上、積極的に土地の長期的確保及び施設の立体化を図っています。

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 1 長期賃貸借契約の締結：協議中

計画 2 定期借地権の活用：協議中

計画 3 既存施設の土地の公有化：20 施設を実施

【実施 20 施設】

- ・仙川駅 ：調布市立仙川北自転車駐車場
- ・つつじヶ丘駅：調布市立つつじヶ丘北自転車駐車場
 つつじヶ丘駅西第 1 自転車等駐車場
 つつじヶ丘駅西第 3 自転車等駐車場
 調布市立つつじヶ丘南自転車駐車場
 つつじヶ丘駅南第 1 自転車駐車場
- ・国領駅 ：調布市立国領北自転車駐車場
 調布市立国領西自転車等駐車場
 調布市立国領東路上自転車等駐車場
- ・布田駅 ：調布市立布田東路上自転車等駐車場
- ・調布駅 ：調布駅北第 1 自転車駐車場
 調布駅北第 2 自転車駐車場
 調布市立調布南第 1 自転車駐車場
 調布市立調布西第 1 路上自転車駐車場
 調布市立調布西第 2 路上自転車等駐車場
 調布市立調布東第 1 路上自転車等駐車場
 調布市立調布東第 2 路上自転車等駐車場
- ・西調布駅 ：調布市立西調布南第 3 自転車等駐車場
- ・飛田給駅 ：調布市立飛田給北自転車駐車場
- ・京王多摩川駅：調布市立京王多摩川東オートバイ駐車場



図 6 調布市立国領東路上自転車等駐車場

計画4 既存施設の立体化：6 施設を立体化

【実施6施設】

- 仙川駅 ：仙川駅東自転車等駐車場（3,072 台）
- つつじヶ丘駅：つつじヶ丘駅南第1自転車駐車場（620 台）
- 調布駅 ：調布駅北第1自転車駐車場（2,051 台）
 調布駅北第2自転車駐車場（1,617 台）
- 飛田給駅 ：調布市立飛田給北自転車駐車場（1,300 台）
- 京王多摩川駅：調布市立京王多摩川自転車等駐車場（463 台）

※調布駅南地下自転車駐車場の整備計画⇒代替自転車等駐車場の確保



図 7 調布駅北第2自転車駐車場

(2)オープンスペースへの自転車等駐車施設の設置

計画5 生産緑地の活用 《実施済み》

既存の自転車等駐車施設を有効活用しても容量が不足する場合には、駅周辺におけるオープンスペースへ新たに施設を設置します。オープンスペースは、駅から半径約 200m以内に位置するもので、一定面積以上のものを対象とします。

生産緑地については、平成 18 年度に調布市立西調布南第4自転車等駐車場（※現在は調布市立西調布南第3自転車等駐車場）を生産緑地法による手続きを経て設置した経緯があり、また、一定面積を確保することが容易であることから、自転車等駐車施設容量の不足が生じるつつじヶ丘駅周辺を中心に積極的に活用します。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地等で、以下に挙げる条件に該当する一団のものの区域で都市計画により定められたものです。

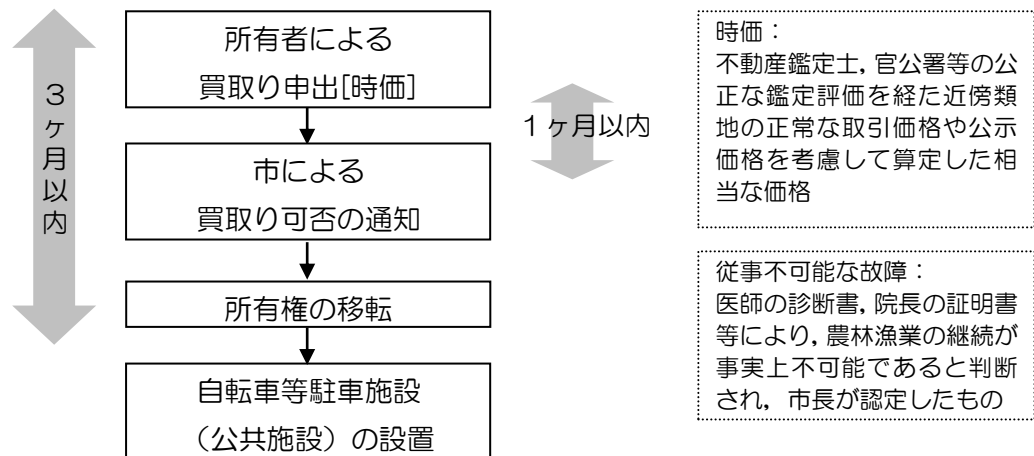
- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している
- ② 面積が 300 m²以上
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの

生産緑地を活用し、自転車等駐車施設を設置する場合には、次のような条件があり、手続きが定められています。

生産緑地地区内に市が自転車等駐車施設（公共施設）の設置等に係る行為をする場合においては、地権者との協議が必要となりますが、当該用地に自転車等駐車施設を設置することができます。

また、都市計画決定告示の日から起算して 30 年が経過したとき、または、主たる従事者が死亡もしくは従事することを不可能にさせる故障に至った場合についても市が生産緑地を買い取り、自転車等駐車施設を設置することができます。（生産緑地法第 10 条及び第 11 条）

〈買取により自転車等駐車施設を設置するフロー〉



【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画5 生産緑地の活用：実施済み



図 8 つつじヶ丘駅南口西自転車等駐車場

(3)連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置

計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討 《実施済み》

平成24年8月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅付近から西調布駅付近の約2.8kmと、京王相模原線の調布駅付近から京王多摩川駅付近の約0.9kmの区間の地下化が実現しました。国領駅、布田駅及び調布駅が地下化され、上部には新たな空間ができ、自転車等駐車を新規に設置しました。

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討：実施済み

【実施6施設】

- ・国領駅：調布市立国領東路上自転車等駐車場（787台）
- ・布田駅：調布市立布田東路上自転車等駐車場（328台）
- ・調布駅：調布市立調布西第1路上自転車等駐車場（373台）
調布市立調布西第2路上自転車等駐車場（290台）
調布市立調布東第1路上自転車等駐車場（187台）
調布市立調布東第2路上自転車等駐車場（320台）

計：2,285台



図9 調布市立調布東第2路上自転車等駐車場

2 関係者による自転車等駐車施設の設置推進

(1) 鉄道事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力

計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議 《実施済み》

調布市は、市内唯一の鉄道事業者である京王電鉄(株)の協力により、仙川駅、つつじヶ丘駅、調布駅及び京王多摩川駅周辺を借用し、自転車等駐車施設を設置しています。

また、連続立体交差事業跡地における自転車等駐車施設の設置についても、関係者と具体的な協議を行いながら、協働して上部空間の活用を検討し整備を行いました。

表 5 他の自治体における鉄道事業者からの借用面積と収容台数

(令和2年4月現在)

自治体名	借 用 面 積				合計収容台数
杉並区	無償	1,039.00 m ²	合計	5,880.00 m ²	4,873 台
	有償	4,841.00 m ²			
立川市	無償	0.00 m ²	合計	2,250.00 m ²	1,762 台
	有償	2,250.00 m ²			
府中市	無償	2,859.30 m ²	合計	3,322.84 m ²	3,384 台
	有償	463.54 m ²			

資料：各自治体ヒアリング

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議：実施済み

【実施 4 施設】

		収容台数	借用面積
・仙川駅	：仙川駅東自転車等駐車場	3,072 台	1,654.75 m ²
・つつじヶ丘駅	：つつじヶ丘駅南口西自転車駐車場	1,130 台	1,484.37 m ²
・調布駅	：調布市立調布西第 3 自転車駐車場の一部	63 台	321.57 m ²
・京王多摩川駅	：調布市立京王多摩川自転車等駐車場	463 台	542.82 m ²
	合計	4,705 台	4,003.51 m ²

出典：調布市資料



図 10 仙川駅東自転車等駐車場

(2)民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進

計画8 補助制度の拡大 《短期計画》

計画9 補助対象施設の制限緩和 《短期計画》

原則的に、自転車等駐車施設を全て有料化することにより、民間事業者による参入の促進を図ることができます。また、補助制度を下記(案)のとおり見直し、条例等を改正します。

条例では、大規模施設を設置する際に自転車等駐車施設の建設を義務付けていますが、駅周辺では該当する規模の施設が少なく、今後もそのような施設が新設されることは予想しにくくなっています。小規模な店舗が集積している現状に合わせるため、商店街でも民間事業者が参入しやすくなるよう、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和します。

◇ 現行

<対象・条件>

- ・主として通勤、通学者の利用に供されるものであること。
- ・自転車を100台以上収容できること。
- ・利用者の安全が確保され、有効に駐車できる構造・設備を有すること。
- ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域であること。

<補助額>

- ・平置き式一簡易舗装、フェンス囲、1台あたりの建設費10,000円
 - ・平置き式一簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付、1台あたりの建設費35,000円
 - ・立体重層式一1台あたりの建設費62,000円
- 上記基準額を収容台数に乗じた額の1/4を補助

◇ 改正後(案)

<対象・条件>

- ・自転車等を50台以上収容できること。
- ・利用者の安全が確保され、有効に駐車できる構造・設備を有すること。
- ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域であること。
- ・継続して5年以上運営されるもの。

<補助額>

- ・建設費の1/3以内を補助。但し、平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度とする。

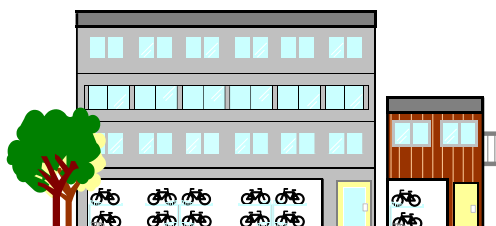


図 1 1 事務所や店舗兼住宅の1階を活用した例

表 6 隣接地域の民間補助対象・補助率（額）

	補助等対象	補助率（額）
狛江市	なし	—
三鷹市 累計実績 13 件 計 4,030 台	(1) 一般市民の利用に供されるものであること (2) 鉄道駅から概ね 300m 以内にあること (3) 駐車場に供する面積が、概ね 20 m ² 以上で、かつ、自転車等の収容能力が 40 台以上のものであること (4) 設置する施設が継続して 5 年以上運営されるものであること	(1) 駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の 3 分の 1 に相当する額。ただし、500 万円を限度とする。 (3) 駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。 ア 自転車等の収容能力が 40 台以上 200 台未満の駐車場については、1 日当たり自転車等整理員 1 人 3 時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 イ 自転車等の収容能力が 200 台以上の駐車場については、1 日当たり自転車等整理員 2 人 3 時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。
世田谷区 累計実績 22 件 計 1,897 台	民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの。 条件：平置式 3 年または 5 年 立体自走式 7 年 立体機械式 10 年 以上運営	建設費の 1 / 3 以内。ただし、平置式 500 万円、立体自走式 1,000 万円を限度。
府中市	なし	—
杉並区 累計実績 15 件 計 1,819 台	(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2) 自転車駐車場の構造及び設備が、利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3) 自転車の収容能力が、概ね 30 台以上ある自転車駐車場であること (4) 主として、通勤又は通学等のため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (5) 当該自転車駐車場が、継続して 5 年以上運営されること	(1) 建設費 標準建設費（収容台数 1 台につき、単価 110,000 円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいずれか低い額の 2 分の 1 以内とし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は 1,000 万円とする。 (2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価 3,000 円を乗じて得た額とする。
小金井市 1 件 計 198 台	民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの	自走式自転車駐車場の平面式で 3 年、立体式で 5 年、機械式で 10 年以上の補助事業を行うこと。

資料：東京都 平成 30 年度「駅前放置自転車の現況と対策」

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 8 補助制度の拡大：未実施（実施に向けて検討中）

計画 9 補助対象施設の制限緩和：未実施（実施に向けて検討中）

(3) 商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応

計画 10	施設所有者の附置義務強化	《短期計画》
計画 11	附置義務対象施設の拡大	《短期計画》
計画 12	商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議	《実施済み》
計画 13	道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討	《長期計画》

計画 10 施設所有者の附置義務強化 ・ 計画 11 附置義務対象施設の拡大

調布市では、駅周辺における大規模な開発行為だけでなく小規模な開発行為にも対応できるように、附置義務の対象となる施設を拡大します。そこで、下記（案）のとおり自転車等駐車施設の設置基準を見直し、条例等を改正します。

◇ 現行

○対象 下記施設の新築及び増築時

- ・遊技場等
規制対象面積：300㎡を超えるもの
店舗面積に対して：15㎡毎に 1 台
 - ・百貨店、スーパーマーケット、その他の大規模小売店舗
規制対象面積：400㎡を超えるもの
店舗面積に対して：20㎡毎に 1 台
 - ・銀行等金融機関
規制対象面積：500㎡を超えるもの
店舗面積に対して：25㎡毎に 1 台
- 強制力：義務付・措置勧告

◇ 改正後（案）

○対象 下記施設の新築，増築，施設改修及び用途変更発生時

- ・遊技場等
規制対象面積：150㎡を超えるもの
店舗面積に対して：10㎡毎に 1 台
 - ・百貨店、スーパーマーケット、その他の大規模小売店舗
規制対象面積：200㎡を超えるもの
店舗面積に対して：20㎡毎に 1 台
 - ・銀行等金融機関
規制対象面積：250㎡を超えるもの
店舗面積に対して：25㎡毎に 1 台
- 強制力：義務付・措置勧告

計画 12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議

放置自転車は減少傾向にありますが、一部の駅ではスーパーマーケットなどの店舗前の道路上に一時的に駐車する人がいます。商店街に面した歩道等を長時間占有され、歩行者等の通行の妨げとなっており、調布市では問題解決に向け、商店街周辺に設置された調布市立有料自転車等駐車施設の一部を商店街等に有償で貸与することについて、商店街等と協議します。

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

道路法施行令の改正により、道路上への自転車駐車場の設置が平成 17 年 4 月から、また、原動機付自転車及び自動二輪車駐車場の設置が平成 19 年 1 月から、道路幅員等の規制はありますが可能となりました。

公安委員会等と協議を行い、道路上への駐車施設設置について、検討を開始します。

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 10 施設所有者の附置義務強化：未実施（実施に向けて検討中）

計画 11 附置義務対象施設の拡大：未実施（実施に向けて検討中）

計画 12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議：過去に 2 施設実施
【過去実施 2 施設】

- ・平成 24 年 8 月～平成 28 年 9 月：15 台 調布市立調布南自転車駐車場
- ・平成 20 年 6 月～平成 28 年 9 月：70 台 調布市立調布南自転車駐車場

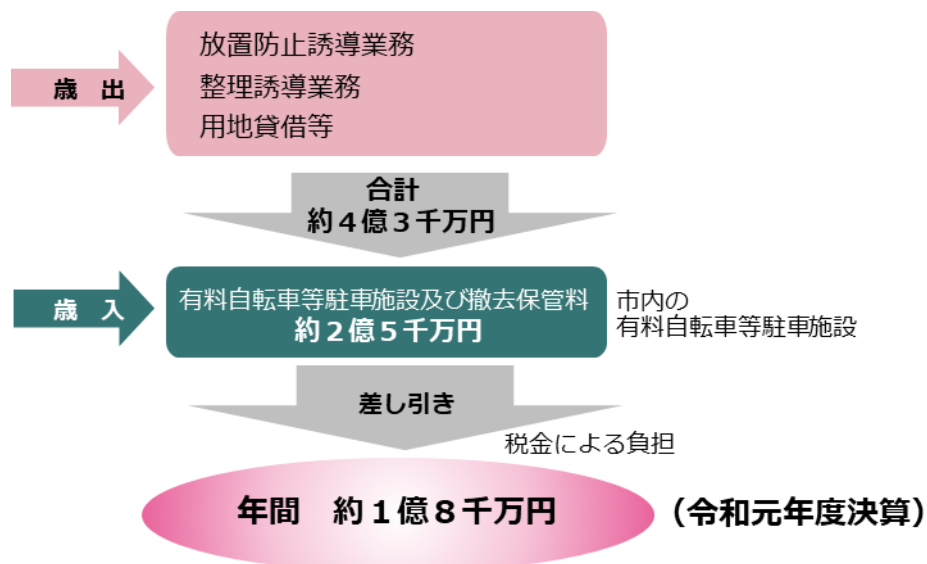
計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討：検討中

3 施設の運営管理の適正化

計画 14	市内全施設の有料化	《長期計画》
計画 15	利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入	《実施済み》
計画 16	無人式 24 時間管理システムの導入検討	《実施済み》
計画 17	満空情報システムの導入検討	《長期計画》

調布市では、駐車環境の維持・向上のため、既設自転車等駐車施設の整理誘導業務、用地貸借等や違法駐車対策のため、自転車の撤去や整理等に要する費用として約4億3千万円を支出しています。

一方、歳入は、自転車等駐車場使用料等で、年間約2億5千万円であることから、年間約1億8千万円を税金で補っています。



計画 14 市内全施設の有料化

市内 41 箇所の自転車等駐車施設のうちほとんどが有料化されていますが、つつじヶ丘駅周辺と西調布駅周辺では無料施設が残っています。

今後については、駐車施設の容量確保がされた駅周辺から随時施設の有料化を図り、原則的に市内全ての施設を有料化します。

適正な自転車利用は、駐車施設の整備費など自転車等駐車対策費用の軽減につながり、また、有料化により使用料をいただくことは受益者負担による公平な行政運営となります。さらに、恒久的な駐車施設設置のための借地の買上げや、利用・駐車マナーの向上といった効果も期待されます。

《有料化の手順》

原則的に市内全ての自転車等駐車施設を有料化しますが、次のような条件が整った地域から順次有料化していきます。

- ① 権利者の承諾を得た地域、あるいは、長期間使用が可能となる用地を確保できた地域
- ② 既存施設の立体化などにより、概ね駅周辺の収容可能台数が確保できた地域
- ③ 連続立体交差事業や各駅周辺の街づくりの動向に合致している地域
- ④ 施設整備時における利用者に配慮した工事工程の調整や、工事期間中の代替地が確保できた地域
- ⑤ 施設の位置、構造による料金の細分化など、利用者を分散・誘導する利用率などを検討した地域

計画 15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入

現行（平成 20 年 3 月時点）の料金体系は、屋根の有無にかかわらず同一料金であり、契約期間は最長で 3 ヶ月までとなっていたことから、基本料金（自転車・地下及び 1 階）は周辺自治体の状況も参考に、利用者のニーズに応えた細分化を図り、施設の構造に沿った料金表としました。また、6 ヶ月契約の新設や学生及び長期契約に対する割引率の拡大、市民以外の利用者料金の追加などについても実施しました。

《実施方針》

- ① 施設の構造による料金の細分化
- ② 長期（6 ヶ月）契約の新設
- ③ 学生、長期契約に対する割引率の拡大
- ④ 市民以外の利用者の料金を追加
- ⑤ 商店街における買い物などの短時間利用者が利用しやすいよう、時間制料金を追加

◇ 改正後

・定期利用

車種	駐車場所	屋根の有無	区分	1ヶ月 (円)	3ヶ月 (円)	6ヶ月 (円)
自転車	地階 又は1階	有	市内	2,000	5,700	10,800
			市外	2,200	6,300	12,000
		無	市内	1,500	4,200	7,800
			市外	1,700	4,800	9,000
	2階	有	市内	1,600	4,500	8,600
			市外	1,800	5,100	9,800
	屋上	無	市内	700	1,900	3,400
			市外	900	2,500	4,600
原動機付自転車	—	有	市内	3,000	8,500	16,200
			市外	3,200	9,100	17,400
		無	市内	2,500	7,000	13,200
			市外	2,700	7,600	14,400
自動二輪車	—	無	市内	4,000	11,300	21,300
			市外	4,200	11,900	22,500

備考

- この表において「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する者が使用する場合の区分をいう。
 (1) 市内に住所を有する者
 (2) 市内に事業所を有し、又は勤務する者
 (3) 市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者
- この表において「市外」とは、前項各号に掲げる者以外の者が使用する場合の区分をいう。
- この表の自転車の項の使用料の額（以下「標準使用料額」という。）は、駐車場から当該駐車場の最寄りの駅までの距離に応じて、規則で定めるところにより標準使用料額に100分の120を乗じて得た額から標準使用料額に100分の80を乗じて得た額までの範囲内で増減させて定めることができる。

・日ぎめ・時間貸し利用

使用区分	車種	使用料額 (円)
日ぎめ使用	自転車	100
	原動機付自転車	200
	自動二輪車	300
時間ぎめ使用 (12時間)	自転車※	100
	原動機付自転車	200
	自動二輪車	300

※ この表において自転車の時間ぎめ使用は入庫後90分無料

◇ 改正後(案)

《商店街利用者を対象とした時間制料金》

車 種	時 間 制
自転車	駐車施設の位置，規模及び利用料金等については，近隣商店街等利用者の状況を確認しながら検討する。
原動機付自転車	

表 7 隣接地域の自転車等駐車施設利用料金

	利用料金			
狛江市	定期利用：1 か月 1,980～2,200 円 一時利用：1 日 8～10 時間ごと 100 円			
三鷹市	定期利用：	月 1,500～2,800 円 日 150 円		
	一時利用：	入庫から 2 時間まで無料， 以降 4～8 時間ごとに 100 円		
世田谷区	世田谷区自転車条例		世田谷区立レンタル サイクルポート条例	
		自転車	原付	
	1 か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円	

資料：東京都 平成 30 年度「駅前放置自転車の現況と対策」，川崎市 web サイト

表 8 施設形態によって細かく決められた料金
(練馬区大泉学園駅北口地下自転車等駐車場)

		1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月
地下 1 階上段	一般	1,500	4,200	7,200
	学生	1,000	2,800	4,800
地下 1 階下段	一般	2,000	5,700	9,600
	学生	1,500	4,200	7,200
地下 2 階上段	一般	1,200	3,400	5,700
	学生	700	1,900	3,300
地下 2 階下段	一般	1,700	4,800	8,100
	学生	1,200	3,400	5,700

資料：練馬区 web サイト

計画 16 無人式 24 時間管理システムの導入検討

管理人件費を削減する目的等から、既に一部の施設については導入されていますが、他の施設についても 24 時間無人管理が可能なゲート式システムなどの導入を行いました。

表 9 24 時間管理システムの特性

	有人管理	無人管理
メリット	整理整頓が逐次可能である	人件費の抑制が可能である
デメリット	管理人の常駐時間に比例して人件費を必要とする	初期コストがかかる（標準タイプで約 20,000 千円強） ※リース対応も可能



図 12 ゲート式システムの例
(つつじヶ丘駅南口西自転車駐車場)



図 13 ロック式システムの例
(調布市立布田東路上自転車等駐車場)

計画 17 満空情報システムの導入検討

「駐車施設に到着したが、満車のため駐車できない」、「他に空いている駐車施設が分からない」といった理由から、自転車等を放置してしまう利用者の行動を解消するために、満空情報システムの導入を検討します。

現在、自転車等駐車場入口に満空情報をリアルタイムに掲示していますが、将来的にはweb サイトやスマートフォンのアプリなどを使用して、自転車等駐車場に行かなくても満空情報が分かるようなシステムの導入を目指しています。

また、自転車等駐車施設表示看板については、放置禁止区域も分かるように掲載し、情報システム導入とともに設置について検討します。

<満空情報システムの例>



図 14 調布市立国領西自転車等駐車場



図 15 調布市立調布西第2路上自転車等駐車場

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 14 市内全施設の有料化：37 施設を有料化

【実施 37 施設（令和 2 年 7 月現在）】

- 仙川駅 ：4 施設有料
- つつじヶ丘駅：9 施設有料，3 施設無料
- 柴崎駅 ：2 施設有料
- 国領駅 ：3 施設有料
- 布田駅 ：1 施設有料
- 調布駅 ：10 施設有料
- 西調布駅 ：4 施設有料，1 施設無料
- 飛田給駅 ：2 施設有料
- 京王多摩川駅：2 施設有料

計画 15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入：実施済み

以下に示す料金制度の見直しを実施

- ①階層及び屋根の有無に応じた料金区分を設定
- ②1, 3, 6ヶ月を単位とした月ぎめ利用（定期利用）を設定
- ③学生等に対する減免制度を設定，長期契約時の使用料を見直し（割引額を増額）
- ④市内及び市外の区分を設定
- ⑤時間ぎめ（一時使用）における無料時間を設定（入庫後90分間無料）

調布市立西調布南第1自転車等駐車場

【新料金表】

【定期利用】
<自転車>

区分	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
一般 (市内)	1,500円	4,200円	7,800円
一般 (市外)	3,700円	8,800円	9,000円
学生等 (市内)	1,200円	3,300円	6,000円
学生等 (市外)	1,400円	3,900円	7,200円

【定期利用】
<電動バイク>
排気量50cc以下

区分	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
一般 (市内)	2,500円	7,000円	13,200円
一般 (市外)	2,700円	7,800円	14,400円
学生等 (市内)	2,200円	6,100円	11,400円
学生等 (市外)	2,400円	6,700円	12,600円

【一時利用】

自転車	1時間ごと 100円 (ただし入庫後90分間は無料)
電動バイク(排気量 50cc以下)	1時間ごと 200円

(重要) 駐車券を紛失された場合は、利用時間にかかわらず一律400円が掛かりますのでご了承ください。(バイクも同様)

時間ぎめ使用料改定のお知らせ

市立調布市立自転車等駐車場をご利用頂き、誠にありがとうございます。
この度、調布市の条例改正に伴い、平成31年4月1日より、毎回の自転車等駐車券の
際が使用料が下記のとおり改定となります。
※4月1日以降に出庫される際は入庫時から下記の使用料が適用されます(詳しくは下記)

○自転車

現行	改定後 (4月1日以降)
6時間ごと 100円 (入庫後90分間は無料)	12時間ごと 100円 (入庫後90分間は無料)(従前通り)

○電動補助自転車

現行	改定後 (4月1日以降)
24時間ごと 150円 (入庫後90分間は無料)	12時間ごと 200円 (入庫後90分間は無料)(従前通り)

○自動二輪車

現行	改定後 (4月1日以降)
24時間ごと 200円 (入庫後90分間は無料)	12時間ごと 300円 (入庫後90分間は無料)(従前通り)

お問い合わせ先
調布市都市整備部交通課 電話 042-881-7430
調布市都市整備部交通課-自転車課 電話 042-881-2144
一般財団法人調布市市民センター 電話 042-881-2144

図 16 新しい料金設定

計画 16 無人式24時間管理システムの導入検討：実施済み

【実施 37 施設（令和 2 年 7 月現在）】

- ・仙川駅 : 4 施設導入
- ・つつじヶ丘駅 : 9 施設導入
- ・柴崎駅 : 2 施設導入
- ・国領駅 : 3 施設導入
- ・布田駅 : 1 施設導入
- ・調布駅 : 10 施設導入
- ・西調布駅 : 4 施設導入
- ・飛田給駅 : 2 施設導入
- ・京王多摩川駅 : 2 施設導入



図 17 ゲート式システムの例
(調布市立西調布南第1自転車等駐車場)



図 18 ロック式システムの例
(調布市立つつじヶ丘北第3自転車駐車場)

計画 17 満空情報システムの導入検討：未実施

4 既存対策の改善・再構築

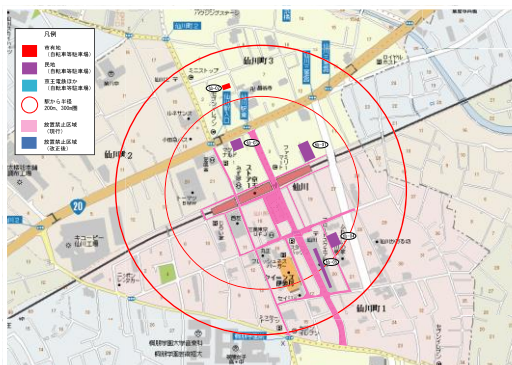
(1) 放置禁止区域の拡大

計画 18 駅から半径約 200m 以内の路地を放置禁止区域に指定 《実施済み》

改正（平成 31 年 1 月 1 日）前は駅周辺の調布市が管理する市道を中心とした区域の指定でしたが、自転車等駐車施設の収容台数確保等に併せて、各駅とも半径 200m 以内に自転車等駐車施設が設置されており、また、駅利用者は概ね徒歩 3 分以内の範囲に自転車等を駐車することなどから、駅を中心に概ね半径 200m 以内の私道を除く、国道、都道及び市道の全てを放置禁止区域に指定しました^(※1)。結果として、平成 21 年度の調査と平成 30 年度の調査における放置自転車のピーク時間の台数を比較すると、仙川駅ではピーク時 669 台が 119 台に、つつじヶ丘駅では 634 台が 119 台、調布駅では 979 台が 358 台へそれぞれ減少しました。

なお、放置禁止区域表示看板の設置、市報及びホームページにて利用者へ告知しています。

◇ 改正前



◇ 改正後

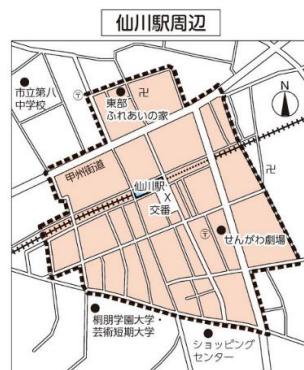


図 19 仙川駅の放置禁止区域

(※1) 「調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例」で定められている放置禁止区域の指定等

第5章 放置自転車等に対する措置

（放置禁止区域の指定等）

第 21 条 市長は、自転車等が大量に放置され、又は放置されるおそれがあると認められる地域を自転車等放置禁止区域（以下、「放置禁止区域」という。）として、指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、放置禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画18 駅から半径約200m以内の路地を放置禁止区域に指定：実施済み

【放置禁止区域】



(2)撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供

計画 19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大 《実施済み》

計画 20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保 《実施済み》

計画 21 施設利用に関する情報提供 《実施済み》

施設の有料化及び概ね収容台数の確保がされた駅周辺から、下記のとおり取り締まりの回数を見直し、放置自転車等の撤去活動を強化しました。

施設の利用を促進するために、撤去活動を行う一方で、空車施設の案内や市民に対する施設利用パンフレットの配布、市報・ホームページ上での施設利用案内等を行っています。

なお、引き続き、放置自転車の状況に合わせて検討していきます。

◇ 変更前(平成 20 年 3 月)

	仙川	つつじヶ丘	柴崎	国領	布田	調布	西調布	飛田給	京王多摩川
頻度	月4~5回	月4~5回	月1回	月4~5回	月1回	平日	月1回	週2回	月1回
時間帯	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中	8-10	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中
エリア	放置禁止区域内								

保管所：上石原自転車等保管所，つつじヶ丘自転車等保管所



◇ 変更後(令和 2 年 3 月)

	仙川	つつじヶ丘	柴崎	国領	布田	調布	西調布	飛田給	京王多摩川
頻度	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
時間帯	午前・午後(8:30 ~ 17:00)								
エリア	放置禁止区域内								

保管所：上石原自転車等保管所，つつじヶ丘自転車等保管所

※仙川駅，つつじヶ丘駅，調布駅は月2回程度(土・日・祝日のいずれか)13:00 ~ 17:00

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 19 撤去活動の曜日，時間帯及び実施エリアの拡大：実施済み
週 1 ～ 3 回（調布駅周辺は週 5），放置禁止区域内を実施

計画 20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保：実施済み



図 20 撤去自転車の保管場所

計画 21 施設利用に関する情報提供：実施済み
パンフレットの配布，支援・web サイト上での施設利用案内等

(3)撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し

計画 22 保管料金の見直し 《実施済み》

計画 23 返還日/時間帯の見直し 《実施済み》

計画 22 保管料金の見直し

施設の有料化及び撤去活動の強化等に合わせ、近隣自治体の料金も参考にしながら保管料金を見直しました。

また、必要に応じて今後も料金の見直しを検討していきます。

表 10 調布市における保管料金

自転車	1 台につき 2,500 円
原動機付自転車	1 台につき 5,000 円

表 11 隣接地域の撤去・保管料金

狛江市	三鷹市	世田谷区	府中市	川崎市
■撤去保管料 自転車：3,000 円 原付：5,000 円	■撤去料 自転車：2,500 円 原付：4,000 円	■撤去手数料 自転車：3,000 円 原付：4,000 円	■撤去料 2,000 円 ■保管料 14 日まで無料 以降 1 日 50 円 限度 1,000 円	■撤去・保管料 自転車：2,500 円 原付：5,000 円

資料) 東京都 平成 30 年度「駅前放置自転車の現況と対策」
川崎市 web サイト

計画 23 返還日/時間帯の見直し

市民のニーズに合った曜日・時間帯へ平成 21 年度より移行しました。

また、必要に応じて今後も返還日・時間帯の見直しの検討をしていきます。

◇ 改正後

返還日：毎日

時間帯：午前 10 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 22 保管料金の見直し：実施済み

＜保管料金＞自転車 1 台 2,500 円，原動機付自転車 1 台 5,000 円



図 21 上石原自転車等保管所

計画 23 返還日/時間帯の見直し：実施済み

＜開所時間＞午前 10 時 30 分から午後 7 時まで

＜休所日＞年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

自転車等の返還のご案内

調布市では「自転車等放置禁止区域」を定め、一定時間放置されている自転車及び原動機付自転車(排気量50cc以下)を撤去しています。
 仙川、つつじヶ丘、柴崎、国領の各駅周辺で撤去した自転車等は、**つつじヶ丘自転車等保管所** に移送しています。

■ 自転車等の撤去、返還等に関するお問い合わせ先 ※ 24時間受付
調布市放置自転車コールセンター 電話 **0800-800-7350**

(1) 移送先 **つつじヶ丘自転車等保管所**
 所 在 調布市菊野台3-21-25
 電 話 **042-484-3933**

(2) 返還日 **毎日** ※年末年始(1/29～1/3)を除く

(3) 返還時間 午前**10時30分**から午後**7時00分**まで

(4) 返還手数料 自転車(1台につき) **2,500円**
 原動機付自転車(1台につき) **5,000円**

(5) その他 **住所・氏名**が確認できるもの(運転免許証、学生証、健康保険証など)及び自転車等の**カギ**をお持ちください。

＜案内図＞

図 22 自転車等の返還の案内

資料：調布市 web サイト

(4)利用・駐車マナー啓発

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布 《実施済み》

「買い物に行きたいが自転車を駐車できる場所がわからない」、「駐車施設を定期で利用するにはこういった手続きが必要なのか」といった疑問及び不安への対応や、自転車等利用者の駐車マナーの向上を図るため、駅ごとにそれぞれの案内を、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報しています。

【掲載内容】

- ・自転車等駐車施設の位置，料金体系，利用時間
- ・自転車等駐車施設利用のための手続き
- ・自転車等放置禁止区域
- ・保管料金及び返還業務実施日
- ・近距離利用者に対する利用抑制の啓発
- ・自転車を安全利用するためのマナー
- ・放置自転車等抑制の啓発 等

【活用ツール(配布方法)】

- ・パンフレット（町会回覧，転入届窓口での転入者への配布，担当課窓口での配布等）
- ・看板
- ・市報
- ・ホームページ 等

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布：実施済み



図 23 調布市自転車安全利用講習会 資料

公益財団法人
自転車駐車場整備センター

Google カスタム検索

お問い合わせ

整備センターについて | 事業案内 | 駐車場検索 | 駐車場のご利用方法 | 資料ダウンロード

つつじヶ丘駅南第1

ホーム > エリアから探す > 東京都の市町村から探す > 東京都 調布市 調布市自転車駐車場一覧 > つつじヶ丘駅南第1

つつじヶ丘駅南第1

定期 一時 IC 自転車 予約あり 24時間

最寄駅 つつじヶ丘駅

所在地 東京都調布市東つつじヶ丘2-4-1

TEL 03-5384-3277

平日利用時間 24時間

休日利用時間 24時間

出入口 5:30 ~ 20:00

地図 航空写真

利用状況 (月末現在)

※箇所によっては、管理上、空車情報が現状と異なる場合がございますので、予めご了承ください。

種別	階層	市内在住				市外在住				免除	免除	
		利用状況	待ち人数	1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月			
自転車	1階室内	-	-	2,200	6,300	12,000	100	-	-	-	※	※
自転車	2階室内	-	-	2,000	5,700	10,800	100	-	-	-	※	※
自転車	3階室内	-	-	1,800	5,100	9,600	-	1,500	4,200	7,800	-	※

待ち人数：2020/03/25 現在

図 24 web サイトによる自転車等駐車施設の案内

出典：(公財) 自転車駐車場整備センターweb サイト

(5)シェアサイクルの活用等

計画 25 サイクルステーションの拡大 《短期計画》

計画 26 市民を対象とした利用促進等 《短期計画》

調布市では、シェアサイクル事業に取り組んでいる民間事業者と連携し、市民や来街者への利便性や回遊性の向上を図るため、電動アシスト付き自転車のシェアサイクル事業の実証実験（平成31年4月）を実施しています。

主に公共交通網である電車やバスのルートをつなぐ自転車をシェアして利用することによって、市民はもとより仕事や観光などで調布市を訪れる方の移動手段として、また災害発生時や公共交通不通時の代替となる交通手段としても有効な活用が期待できます。

今後は、公共施設、公園、飛行場、団地、商店街等さらなるステーションの増設を進めていながら、駅前広場でのイベント活動を通じて市民の方を対象として広報活動を行い、官民連携して利用促進を図っていきます。



図 25 シェアサイクルのイメージ

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 25 サイクルステーションの拡大：導入に向け実証実験中

計画 26 市民を対象とした利用促進等：導入に向け実証実験中

【民間事業者と連携したシェアサイクルの展開】

駅周辺の自転車等駐車場をはじめ、民間商業施設などの市内全域のサイクルステーションを段階的に開設

- ・ 実験期間：平成 31 年 4 月 1 日～（3 年程度）
- ・ 利用料金：15 分 70 円，24 時間最大 1,000 円
- ・ 利用方法：会員登録（無料）し，アプリから予約
- ・ 利用可能ステーション：42 箇所（公共施設 26 箇所，民間施設 16 箇所）
- ・ 近隣各市のステーション乗り入れ可能



図 26 市内のシェアサイクルステーション

Ⅲ 実態調査を踏まえた各駅における自転車等駐車場の施策の方向性

平成20年3月に策定した実施計画から12年が経過する中で、京王線連立事業による南北交通の円滑化や民間事業者の自転車等駐車場の開設など、当初計画の時点修正を図る必要が生じました。

このため、平成31年1月に各駅における自転車等駐車場の利用実態調査を実施し、全市的な実施計画を基に、市内各駅の現況及び将来動向を見据えつつ、各駅においてその計画の実現化に向け、今後、重点的に取り組む施策の方向性を明らかにするとともに、各施策を具体化しました。

その際、次の理由から仙川駅、つつじヶ丘駅、柴崎駅、調布駅、西調布駅と京王多摩川駅を「重点地域」としました。

【指定理由】

1. 借用地中心の駐車施設設置であり、将来的に不安定であること。
2. 鉄道駅までの交通手段として、自転車の利用割合・利用台数が多いこと。
3. 既存の駐車施設の利用率が高いこと。
4. 放置自転車等が発生していること。
5. 無料の駐車施設があること。

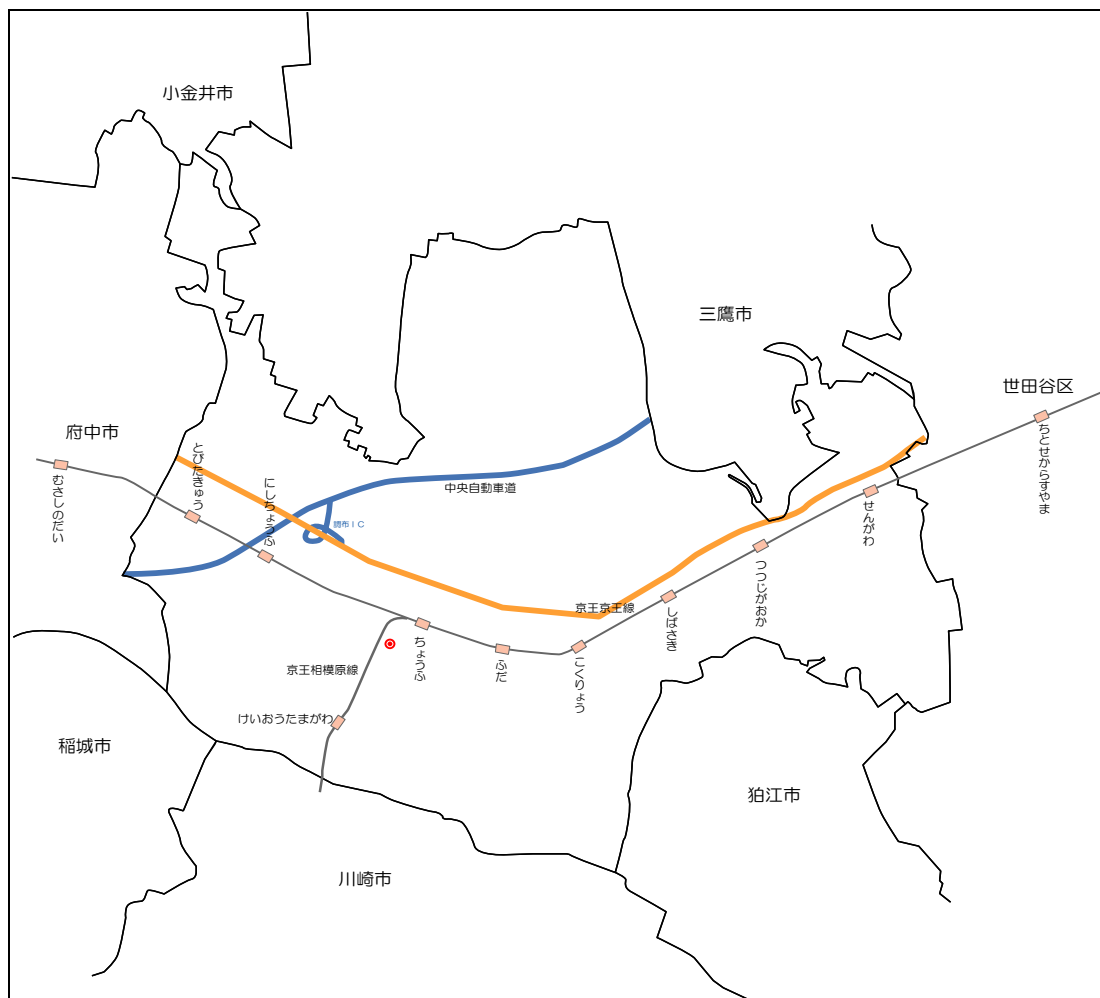


図 27 市内の鉄道駅

駅名：仙川

重点地域

《平成 20 年計画策定時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
南口・北口	3,843	5,600	4,850	1,010

《改定計画》

◆仙川駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正 (H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
3,365 台	× 1.22	4,100 台

[供給台数] ^{※2}		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		3,843	4,764	4,750
民間自転車 等駐車場	一般	—	327	350
	建物附帯	—	885	

※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、仙川駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

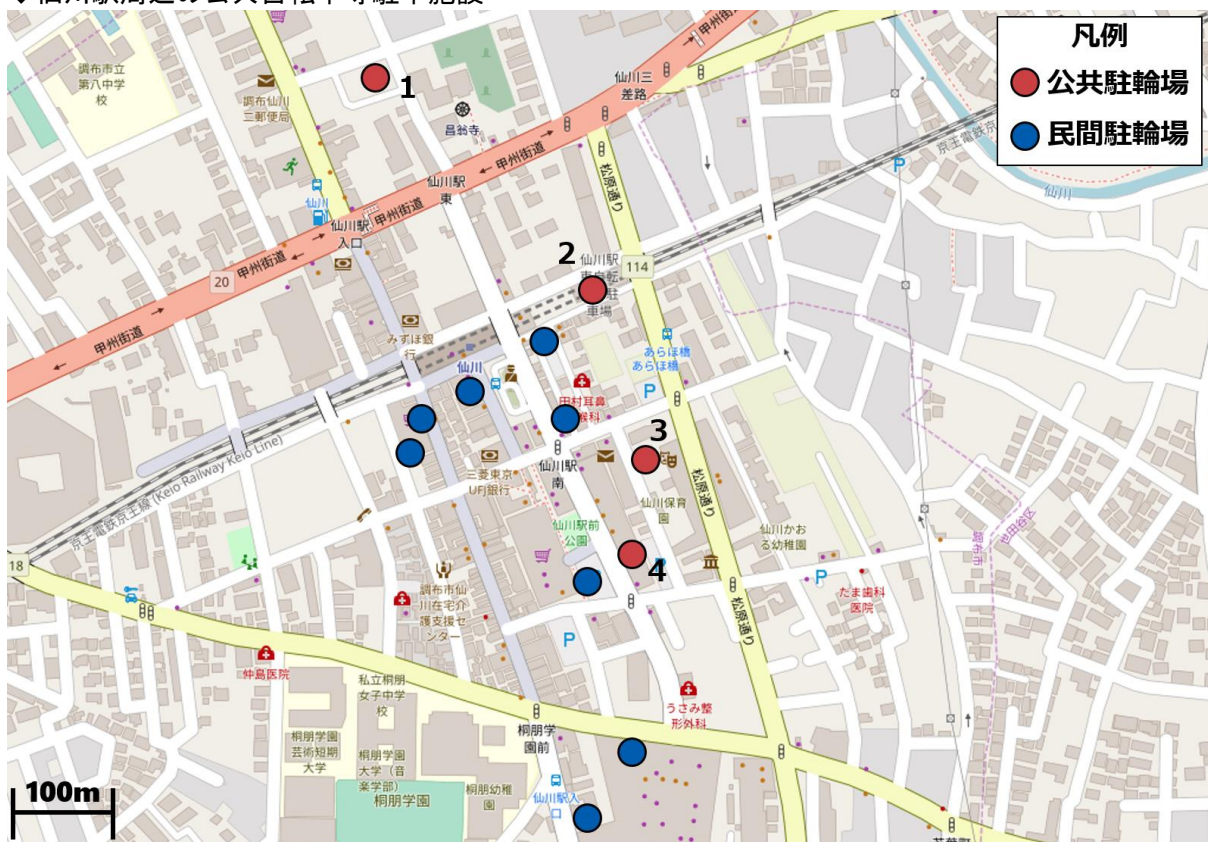
※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の仙川駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、4,750 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

現状の整備台数を維持。

◆仙川駅周辺の公共自転車等駐車施設

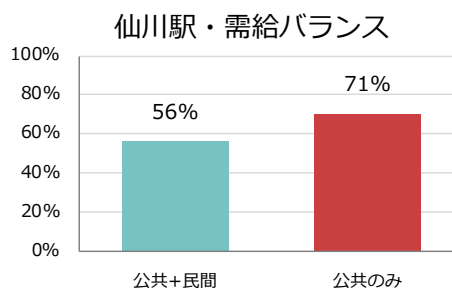


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立仙川北自転車駐車場	206	0	206	有料
2-仙川駅東自転車等駐車場	2,990	82	3,072	有料
3-調布市立仙川南自転車駐車場	720	0	720	有料
4-調布市立仙川南第2自転車駐車場	766	0	766	有料
合計	4,682	82	4,764	-

◆仙川駅の需給バランス

仙川駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	3,365	5,976	56.3%
公共自転車等駐車場	2,586	4,764	54.3%
民間			
一般	277	327	84.7%
建物附帯	442	885	49.9%
放置自転車	60	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・駅の南側に商店街が立地。スーパーマーケット等も立地している。
- ・放置自転車は減少傾向にあるものの、スーパーマーケット周辺には放置自転車が多くみられる。
- ・市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられる。

■■ 施策の方向性 ■■

- 借地による公共自転車等駐車場については、長期的に自転車等駐車場として利用できるように土地の公有化を進める。（現在の供給台数を維持）
- 買い物利用による短時間の駐輪需要（ちょこっと駐輪）に対応するため、路上駐輪場について検討を進める。
- 大型自転車※の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 放置自転車の状況を注視しながら、実態に合わせた追加対策を検討する。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

※大型自転車とは…

ここでは、子どもを乗せるための椅子の付いた自転車、電動アシスト自転車や、三輪型自転車など、通常の自転車よりも横幅や重量のある自転車や、特殊な形状の自転車をさします。

これらの自転車は一般的なサイクルラックに停めにくいいため、平置き式の駐輪スペースが必要となっています。



重点的に進める施策

計画 1 長期賃貸借契約の締結

計画 2 定期借地権の活用

計画 3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 12 商店街による調布市自転車等駐車施設(有料)の借用協議

商店街周辺に設置された調布市立有料自転車等駐車施設の一部を商店街等に有償で貸与する等の施策を商店街等と協議

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大

放置自転車の状況を注視し、実態に合わせた追加対策を検討

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場所の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：つつじヶ丘

重点地域

《平成 20 年計画策定時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
北口	1,765	2,400	2,110	350
南口	2,750	2,500	2,090	(余剰) 660

《改定計画》

◆つつじヶ丘駅の乗降客数※¹ 増加見込みによる補正 (H31→R7)

	H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
北口	1,588 台	× 1.10	1,750 台
南口	2,119 台	× 1.10	2,300 台

[供給台数]※ ²			平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
北口	公共自転車等駐車場		1,765	1,455	令和 7 年の駐輪需要(整備台数)に向けた整備 1,750
	民間自転車 等駐車場	一般	—	1,198	現状の水準を維持 1,200
		建物附帯	500	—	
南口	公共自転車等駐車場		2,750	3,335	現状の水準を維持 2,500※ ³
	民間自転車 等駐車場	一般	—	657	現状の水準を維持 660
		建物附帯	—	83	

※¹ 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、つつじヶ丘駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※² 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

※³ 調布市立つつじヶ丘南第 2 自転車等駐車場の廃止が予定されているため、現在の収容台数から 845 台分控除する。

令和 7 年度のつつじヶ丘駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を乗降客数により自転車等利用者が増加すると想定し、北口で 1,750 台、南口で 2,500 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

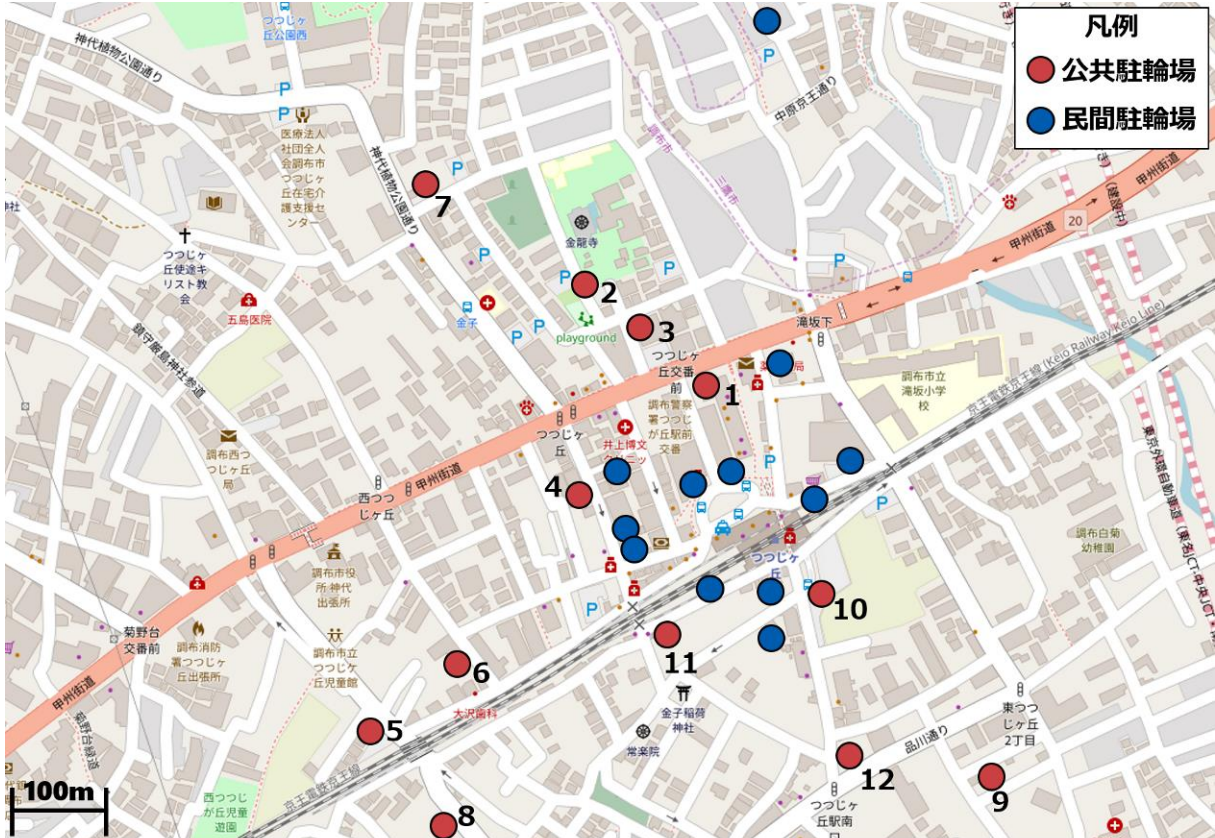
<北口>

- ・無料の自転車等駐車場の有料化に向けた検討
- ・用地確保のための情報収集の実施

<南口>

- ・調布市立つつじヶ丘南第2自転車等駐車場（有料）[平面 845 台]令和2年12月末廃止
- ・現状の整備台数を維持
- ・無料の自転車等駐車場の有料化に向けた検討

◆つつじヶ丘駅周辺の自転車等駐車施設

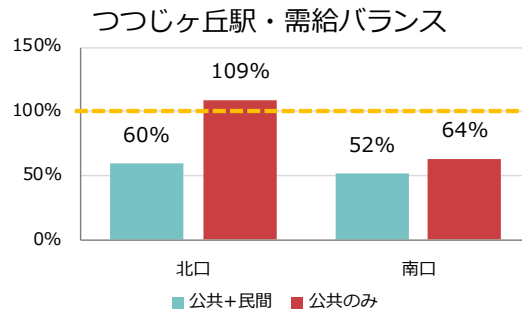


方面	施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
北口	1-調布市立つつじヶ丘北自転車駐車場	35	0	35	有料
	2-調布市立つつじヶ丘北第2自転車駐車場	230	0	230	有料
	3-調布市立つつじヶ丘北第3自転車駐車場	130	0	130	有料
	4-調布市立つつじヶ丘北第4自転車駐車場	60	0	60	有料
	5-つつじヶ丘駅西第1自転車等駐車場	350	0	350	無料
	6-調布市立つつじヶ丘西第2自転車駐車場	200	0	200	有料
	7-つつじヶ丘駅北暫定自転車駐車場	450	0	450	無料
小計		1,455	0	1,455	-
南口	8-つつじヶ丘駅西第3自転車等駐車場	290	10	300	無料
	9-調布市立つつじヶ丘南自転車駐車場	400	40	440	有料
	10-調布市立つつじヶ丘南第2自転車等駐車場	(845)	0	(845)	有料
	11-つつじヶ丘駅南口西自転車駐車場	1,130	0	1,130	有料
	12-つつじヶ丘駅南第1自転車駐車場	620	0	620	有料
小計		3,285	50	3,335	-
合計		4,740	50	4,790	-

◆つつじヶ丘駅の需給バランス

つつじヶ丘駅	北口			南口			北口・南口合計		
	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	1,588	2,653	59.8%	2,119	4,075	52.0%	3,706	6,728	55.1%
公共自転車等駐車場	838	1,455	57.6%	1,705	3,335	51.1%	2,543	4,790	53.1%
民間	703	1,198	58.7%	284	657	43.2%	987	1,855	53.2%
一般	703	1,198	58.7%	284	657	43.2%	987	1,855	53.2%
建物附帯	—	—	—	83	83	100.0%	83	83	100.0%
放置自転車	47	—	—	47	—	—	93	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、収容台数は令和2年7月現在



※需要量のうち放置自転車については北・南それぞれ等配分している

◆備考

- ・ 駅の北側に商店街が立地している。
- ・ 市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられる。
- ・ 駅の南側と北側で自転車等駐車場の需給バランスに差が生じており、自転車等駐車場の足りない北側の住民が南側の自転車等駐車場を利用しているという現状にある（約2割が北側の住民）。
- ・ 市全体としては放置自転車は減少傾向にあるが、駅周辺には放置自転車がみられる。

■■ 施策の方向性 ■■

＜北側＞

- 借地による公共自転車等駐車場は、長期的に自転車等駐車場として利用できるように土地の公有化を進める。
- 無料の自転車等駐車場が2箇所あり、整備・有料化に向けた検討を行う。
- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行いながら、公共自転車等駐車場の新規整備についても検討する。
- 商店街等へのシェアサイクルステーションの設置を検討・協議する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 北側の整備状況や、放置自転車の状況を注視しながら、実態に合わせた追加対策を検討する。

＜南側＞

- 適切に自転車等駐車場の管理を行い現在の水準を維持する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 放置自転車の状況を注視しながら、実態に合わせた追加対策を検討する。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 1 長期賃貸借契約の締結

計画 2 定期借地権の活用

計画 3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 14 市内全施設の有料化

原則的に市内全ての施設を有料化

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大

放置自転車の状況を注視し、実態に合わせた追加対策を検討

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：柴崎

重点地域

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
北口	940	900	850	(余剰) 90
南口	770	900	750	(余剰) 20

《改定計画》

◆柴崎駅の乗降客数※¹ 増加見込みによる補正 (H31→R7)

	H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
北口	435 台	× 1. 04	450 台
南口	287 台	× 1. 04	300 台

[供給台数]※ ²			平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
北口	公共自転車等駐車場		940	657 現状の水準を維持	650
	民間自転車 等駐車場	一般	—	122 現状の水準を維持	130
		建物附帯	—	—	
南口	公共自転車等駐車場		770	628 現状の水準を維持	600
	民間自転車 等駐車場	一般	—	74 現状の水準を維持	80
		建物附帯	—	—	

※¹ 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、柴崎駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

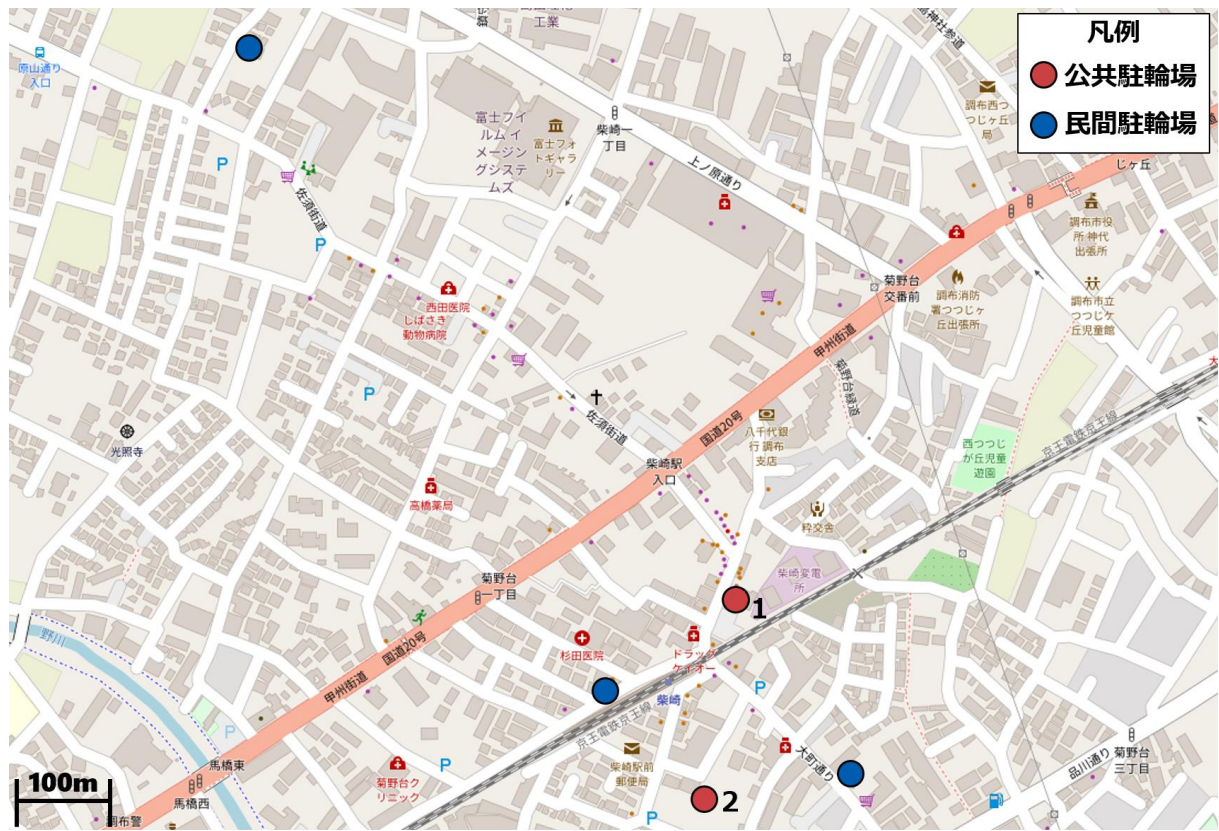
※² 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の柴崎駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、北口で 650 台、南口で 600 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

現状の整備台数を維持。

◆柴崎駅周辺の自転車等駐車施設

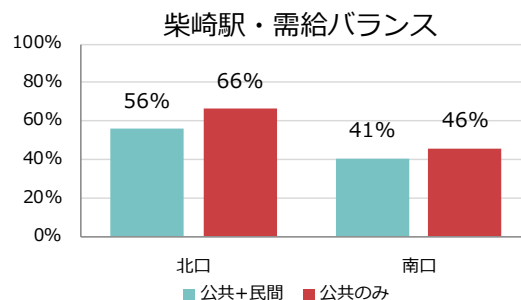


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立柴崎東自転車駐車場	657	0	657	有料
2-調布市立柴崎南自転車等駐車場	594	34	628	有料
合計	1,251	34	1,285	-

◆柴崎駅の需給バランス

柴崎駅	北口			南口			北口・南口合計		
	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	435	779	55.8%	287	702	40.9%	722	1,481	48.8%
公共自転車等駐車場	298	657	45.4%	183	628	29.1%	481	1,285	37.4%
民間 一般	98	122	80.3%	65	74	87.8%	163	196	83.2%
民間 建物附帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—
放置自転車	39	—	—	39	—	—	78	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、収容台数は令和2年7月現在



※需要量のうち放置自転車については北・南それぞれ等配分している

◆備考

- ・ 駅周辺は閑静な住宅地となっている。
- ・ 全ての公共自転車等駐車場が借地上に立地している。

■■ 施策の方向性 ■■

- 柴崎駅では現状の整備水準を維持していくこととする。
- 商店街等へのシェアサイクルステーションの設置を検討・協議する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 1 長期賃貸借契約の締結

計画 2 定期借地権の活用

計画 3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

04

駅名：国領	その他地域
-------	-------

＜平成 20 年計画策定当時＞

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
南口・北口	2,530	2,800	2,580	50

＜改定計画＞

◆国領駅の乗降客数※¹ 増加見込みによる補正 (H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
1,341 台	× 1.14	1,500 台

[供給台数]※ ²		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		2,530	1,518	1,500
民間自転車 等駐車場	一般	—	—	
	建物附帯	419	660	

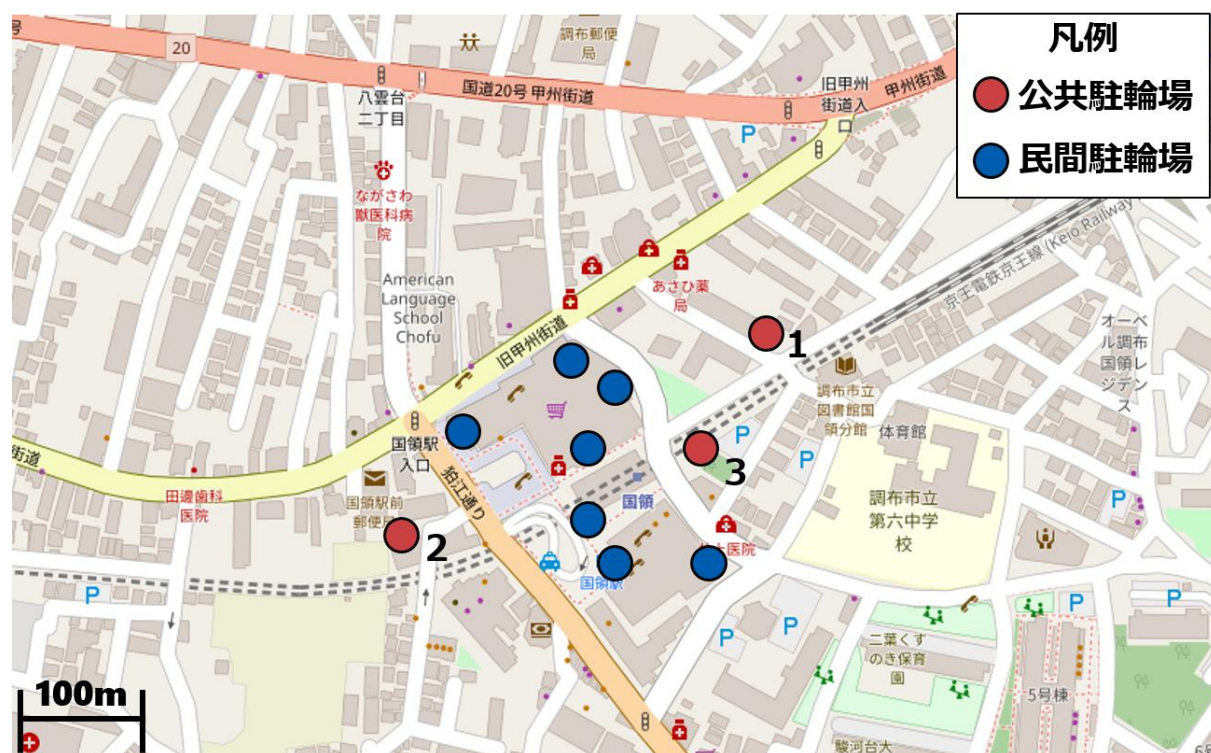
- ※¹ 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、国領駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)
- ※² 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の国領駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、1,500 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

現状の整備台数を維持。

◆国領駅周辺の自転車等駐車施設

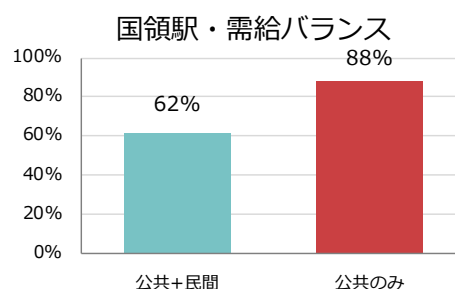


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立国領北自転車駐車場	196	0	196	有料
2-調布市立国領西自転車等駐車場	500	35	535	有料
3-調布市立国領東路上自転車等駐車場	757	30	787	有料
合計	1,453	65	1,518	-

◆国領駅の需給バランス

国領駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	1,341	2,178	61.6%
公共自転車等駐車場	760	1,518	50.1%
民間	—	—	—
一般	—	—	—
建物附帯	533	660	80.8%
放置自転車	48	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 駅前南北それぞれの至近に大規模集合住宅が立地している。
- ・ 比較的規模の大きな商業施設やスーパーマーケットが立地している。
- ・ 国領駅周辺の公共自転車等駐車場はすべて公有地となっている。

■■ 施策の方向性 ■■

- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行う。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：布田	その他地域
-------	-------

＜平成 20 年計画策定当時＞

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
南口・北口	190	400	370	180

＜改定計画＞

◆布田駅の乗降客数※¹ 増加見込みによる補正 (H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
300 台	× 1. 15	350 台

[供給台数]※ ²		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		190	328 現状の水準を維持	350
民間自転車 等駐車場	一般	—	126 現状の水準を維持	130
	建物附帯	—	—	

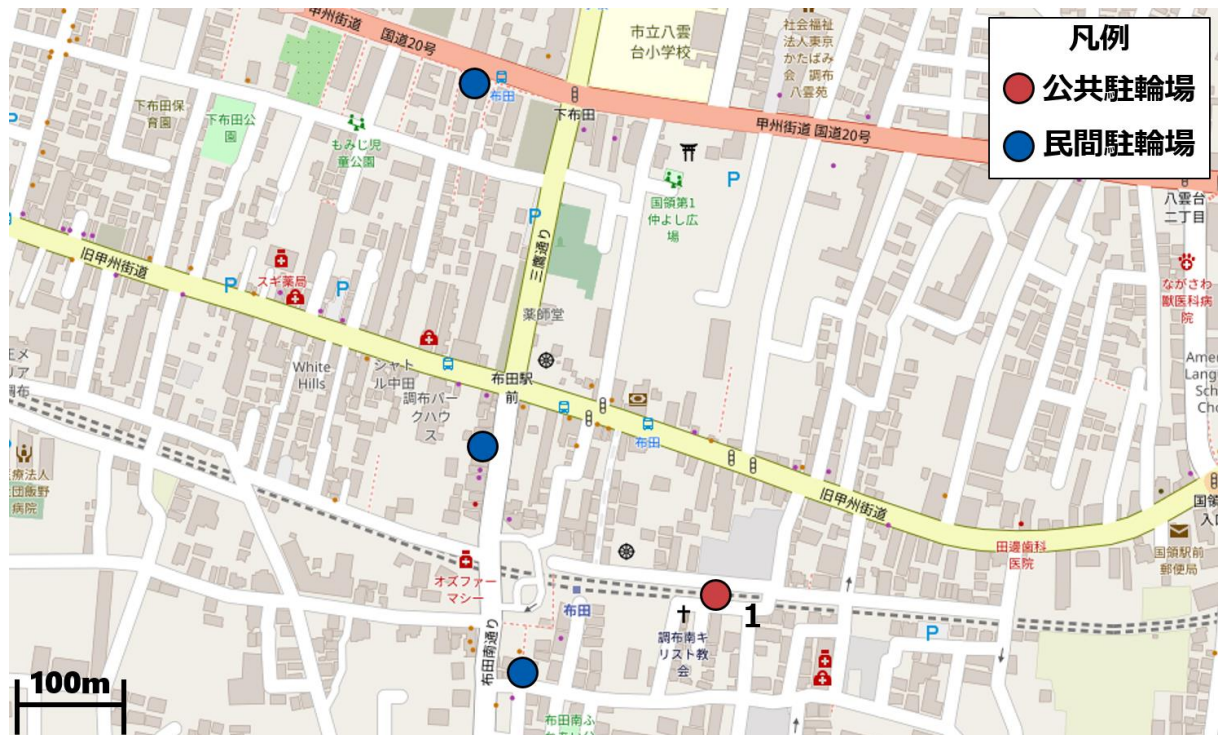
- ※¹ 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、布田駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)
- ※² 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の布田駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、350 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

現状の整備台数を維持。

◆布田駅周辺の自転車等駐車施設

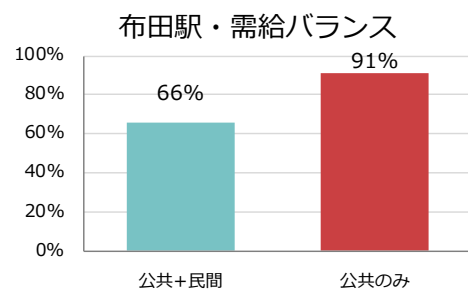


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立布田東路上自転車等駐車場	320	8	328	有料

◆布田駅の需給バランス

布田駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時稼働状況 (a)/(b)
総計	300	454	66.1%
公共自転車等駐車場	131	328	39.9%
民間 一般	92	126	73.0%
民間 建物附帯	—	—	—
放置自転車	77	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 閑静な住宅地となっている。
- ・ 公共自転車等駐車場は1つのみとなっている。

■■ 施策の方向性 ■■

- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行う。
- 商店街等へのシェアサイクルステーションの設置を検討・協議する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：調布

重点地域

＜平成 20 年計画策定当時＞

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	[台]
南口・北口	7,469	8,200	7,800	340

＜改定計画＞

◆調布駅の乗降客数^{※1}増加見込みによる補正(H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
6,588 台	× 1.10	7,250 台

[供給台数] ^{※2}		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		7,469	6,915	7,250
民間自転車 等駐車場	一般	—	689	700
	建物附帯	941	1,978	

※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、調布駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

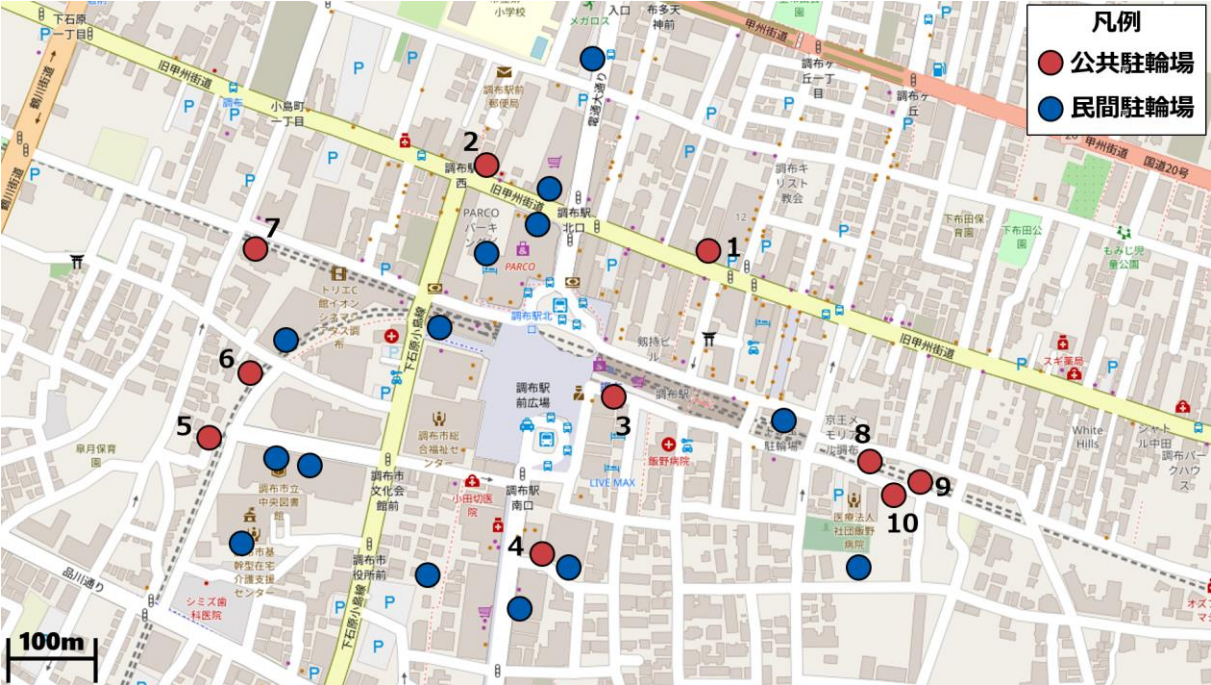
※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の調布駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を乗降客数により自転車等利用が増加すると想定し、7,250 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

- ・ 公有化等を行った自転車等駐車場用地の立体化。
- ・ 路上自転車駐車場の検討・設置の実施。
- ・ 調布駅南地下自転車駐車場整備計画の見直し。

◆調布駅周辺の自転車等駐車施設

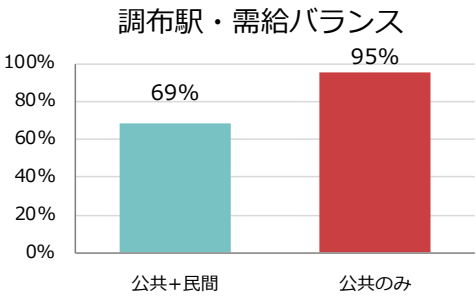


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布駅北第1自転車駐車場	2,051	0	2,051	有料
2-調布駅北第2自転車駐車場	1,617	0	1,617	有料
3-調布市立調布南代替自転車駐車場	750	0	750	有料
4-調布市立調布南第1自転車駐車場	672	0	672	有料
5-調布市立調布西第3自転車駐車場	175	0	175	有料
6-調布市立調布西第1路上自転車駐車場	373	0	373	有料
7-調布市立調布西第2路上自転車等駐車場	278	12	290	有料
8-調布市立調布東第1路上自転車等駐車場	177	10	187	有料
9-調布市立調布東第2路上自転車等駐車場	320	40	360	有料
10-調布市立調布東代替自転車等駐車場	400	40	440	有料
合計	6,813	102	6,915	-

◆調布駅の需給バランス

調布駅		駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時稼働状況 (a)/(b)
総計		6,588	9,582	68.8%
公共自転車等駐車場		4,666	6,915	67.5%
民間	一般	464	689	67.3%
	建物附帯	1,218	1,978	61.6%
放置自転車		240	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 駅周辺に商店街や大型商業施設が複数立地している。
- ・ 調布市役所、調布市グリーンホール、調布市文化会館たづくり等公共施設も多く立地している。
- ・ 平成 24 年 8 月の京王線地下化とともに、平成 29 年秋の調布駅周辺の商業施設オープンなど、交通環境等が大きく変化した。
- ・ 調布市では公共自転車等駐車場の利用者の状況を踏まえ、平成 31 年 4 月に一時利用の時間単位の見直しを図り、利便性の向上に伴い、特に調布駅周辺の自転車等駐車場は利用状況が大きく変化した。

■■ 施策の方向性 ■■

- 借地による公共自転車等駐車場については、長期的に自転車等駐車場として利用できるように土地の公有化等を進め、立体化を図る。
- 公共自転車等駐車場の一時利用の混雑緩和を図る必要があり、また、買い物利用による短時間の駐輪需要（ちょこっと駐輪）に対応するため、路上駐輪場について検討を進める。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 民間自転車等駐車場については、土地利用の転換などから撤去の可能性があるため、駐車場への補助等の施策を行いながら、需要の状況を踏まえて公共自転車等駐車場の新規整備についても検討する。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 放置自転車の状況を注視しながら、実態に合わせた追加対策を検討する。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 1 長期賃貸借契約の締結

計画 2 定期借地権の活用

計画 3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画 4 既存施設の立体化

公有化している土地の施設の立体化

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大

放置自転車の状況を注視し、実態に合わせた追加対策を検討

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：西調布

重点地域

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
北口	700	100	90	(余剰) 610
南口	1,811	1,600	1,600	(余剰) 210

《改定計画》

◆西調布駅の乗降客数※1 増加見込みによる補正 (H31→R7)

	H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
北口	423 台	× 1.12	500 台
南口	771 台	× 1.12	850 台

[供給台数]※2			平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
北口	公共自転車等駐車場		700	550 現状の水準を維持	550
	民間自転車 等駐車場	一般	—	108 現状の水準を維持	110
		建物附帯	—	—	※3
南口	公共自転車等駐車場		1,811	1,586 現状の水準を維持	1,550
	民間自転車 等駐車場	一般	—	—	
		建物附帯	—	— 補助制度等により誘導	

※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、西調布駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

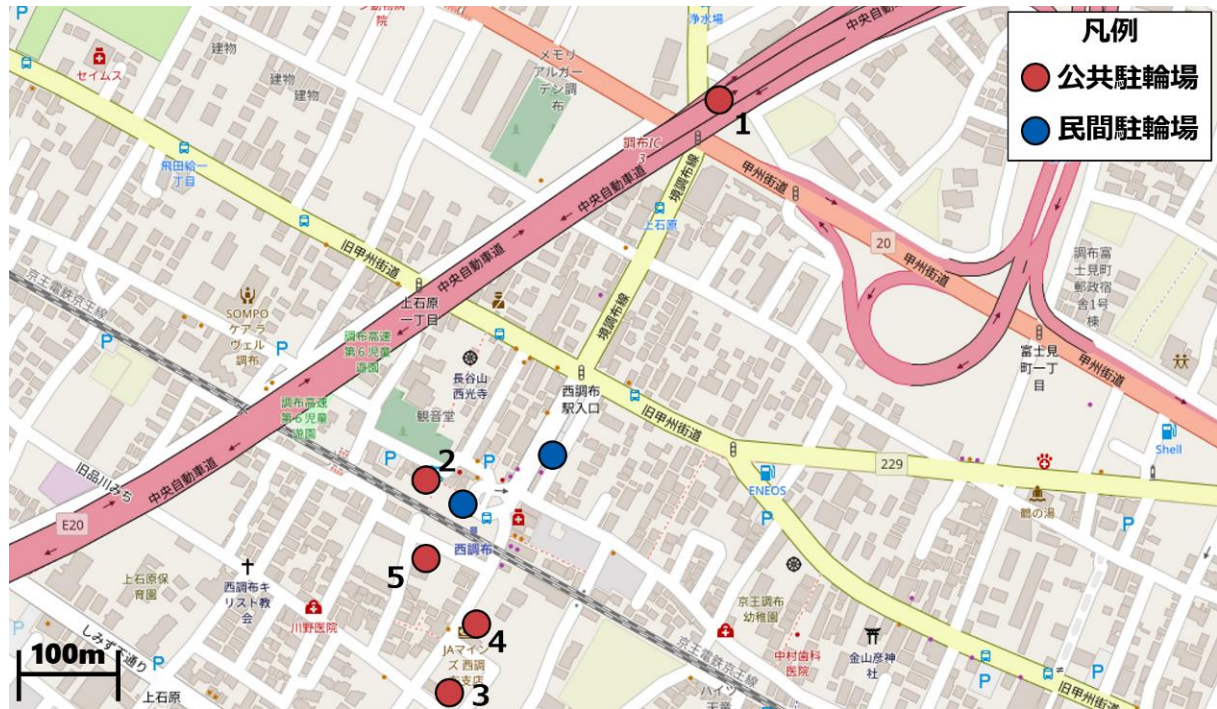
※3 都市計画道路 3・4・31 号線の整備により、調布市立西調布南第 3 自転車等駐車場の減少が将来予定されている。

令和 7 年度の西調布駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、北口で 550 台、南口で 1,550 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き

- ・無料の自転車等駐車場の有料化に向けた検討

◆西調布駅周辺の自転車等駐車施設



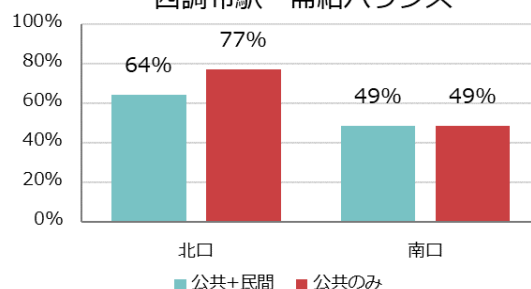
施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-西調布駅北自転車等駐車場	450	0	450	無料
2-調布市立西調布北第1自転車駐車場	100	0	100	有料
3-調布市立西調布南第1自転車等駐車場	1,018	50	1,068	有料
4-調布市立西調布南第2自転車駐車場	218	0	218	有料
5-調布市立西調布南第3自転車等駐車場	292	8	300	有料
合計	2,078	58	2,136	-

◆西調布駅の需給バランス

西調布駅	北口			南口			北口・南口合計		
	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	423	658	64.2%	771	1,586	48.6%	1,193	2,244	53.2%
公共自転車等駐車場	288	550	52.4%	736	1,586	46.4%	1,024	2,136	47.9%
民間 一般	100	108	92.6%	—	—	—	100	108	92.6%
民間 建物附帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—
放置自転車	35	—	—	35	—	—	69	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、収容台数は令和2年7月現在

西調布駅・需給バランス



※需要量のうち放置自転車については北・南それぞれ等配分している

◆備考

- ・ 閑静な住宅地となっている。
- ・ 5つある公共自転車等駐車場のうち1つは無料となっている。
- ・ 西調布南第3自転車等駐車場は都市計画道路3・4・31号線上に立地している。

■■ 施策の方向性 ■■

- 現在の整備水準を維持しつつ、利便性の向上に努める。
- 借地による公共自転車等駐車場について、長期的に自転車等駐車場として利用できるよう土地の公有化を進める。
- 無料の自転車等駐車場が1箇所あり、有料化に向けた検討を行う。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 1 長期賃貸借契約の締結

計画 2 定期借地権の活用

計画 3 既存施設の土地の公有化

施設の永続性確保

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し，条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 14 市内全施設の有料化

原則的に市内全ての施設を有料化

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布，市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や，駐車マナーの向上を図るため，パンフレットや看板，市報，ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として，利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と，来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：飛田給	その他地域
--------	-------

＜平成 20 年計画策定当時＞

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
北口	1,300	700	650	(余剰) 650
南口	55	100	110	60

＜改定計画＞

◆飛田給駅の乗降客数※1 増加見込みによる補正 (H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
533 台	× 1.04	600 台

[供給台数]※2		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		1,355	1,355	現状の水準を維持 → 1,350
民間自転車 等駐車場	一般	—	—	補助制度等により誘導 →
	建物附帯	—	120	

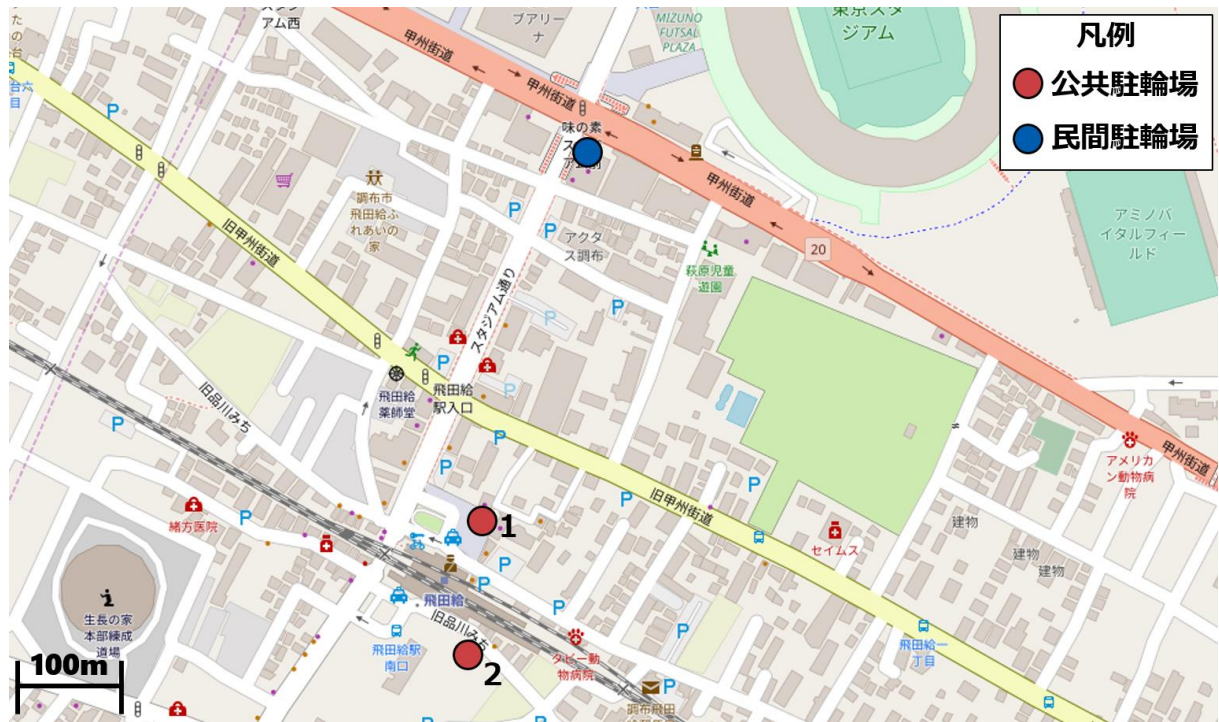
※1 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、飛田給駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※2 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の飛田給駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、1,350 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
現状の整備台数を維持。

◆飛田給駅周辺の自転車等駐車施設

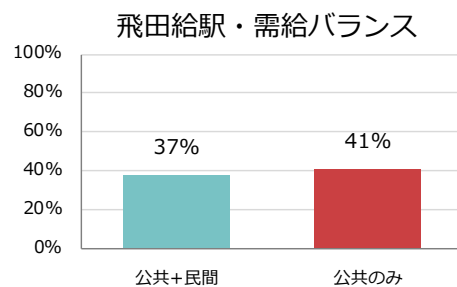


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立飛田給北自転車駐車場	1,300	0	1,300	有料
2-調布市立飛田給南自転車等駐車場	0	55	55	有料
合計	1,300	55	1,355	-

◆飛田給駅の需給バランス

飛田給駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	553	1,475	37.5%
公共自転車等駐車場	513	1,355	37.9%
民間 一般	—	—	—
民間 建物附帯	0	120	0.0%
放置自転車	40	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 東京スタジアムの最寄り駅となっている。
- ・ 市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられる。

■■ 施策の方向性 ■■

- 飛田給駅では現在の整備水準を維持しつつ、利便性の向上に努める。
- 買い物利用による短時間の駐輪需要（ちょこっと駐輪）に対応するため、路上駐輪場について検討を進める。
- 市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられることから、隣接市からの利用状況を踏まえて、今後も需要と供給のバランスを確認することが必要である。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc 以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・web サイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

駅名：京王多摩川

重点地域

《平成 20 年計画策定当時》

	供給[台]	需要[台]		将来不足予想量 [台]
	H19. 8	H19. 8	H37 年度	
東側	140	600	590	450
西側	615	100	120	(余剰) 490

《改定計画》

◆京王多摩川駅の乗降客数※¹ 増加見込みによる補正 (H31→R7)

H31. 1 駐輪需要	補正	令和 7 年度の駐輪需要
449 台	× 1. 16	500 台

[供給台数]※ ²		平成 20 年 計画策定時	令和 2 年 7 月時点	令和 7 年度 (計画終了)
公共自転車等駐車場		755	479	500
民間自転車 等駐車場	一般	—	—	補助制度等により誘導
	建物附帯	—	—	

※¹ 駅周辺の開発や人口の増加に伴い、京王多摩川駅は乗降者数が増加していることから補正を行った。(H25 から H27 までの伸び率と H26 から H27 までの伸び率を比較し、高い方の値を採用。乗降客数の出典：都市交通年報)

※² 改定計画では供給台数に民間の自転車等駐車場を含めている。これは、公共自転車等駐車場の有料化による民間事業者の参入の促進(施設整備に対する補助)を図っていることと、商業施設建設時に附置義務によって整備された自転車等駐車場は長期的にサービスを提供すると思われるためである。

令和 7 年度の京王多摩川駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、500 台とする。

◆令和2年度以降の自転車等駐車施設の動き
現状の整備台数を維持。

◆京王多摩川駅周辺の自転車等駐車施設

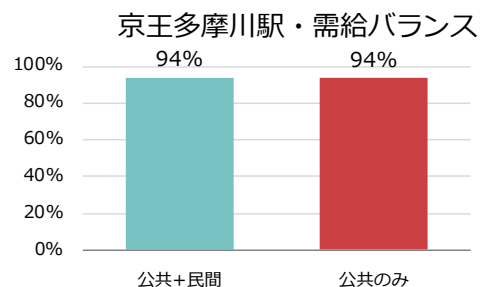


施設名	自転車収容台数	バイク収容台数	総収容台数	料金
1-調布市立京王多摩川自転車等駐車場	453	10	463	有料
2-調布市立京王多摩川東オートバイ駐車場	0	16	16	有料
合計	453	26	479	-

◆京王多摩川駅の需給バランス

京王多摩川駅	駐車需要量 (台)(a)	収容台数 (台)(b)	ピーク時 稼働状況 (a)/(b)
総計	449	479	93.7%
公共自転車等駐車場	382	479	79.7%
民間	一般	—	—
建物附帯	—	—	—
放置自転車	67	—	—

※需要量はH31年1月実施調査、
収容台数は令和2年7月現在



◆備考

- ・ 京王多摩川駅では、改めて予測した令和7年における予測需要量が令和元年現在の供給台数を上回る結果となった。
- ・ 京王フローラルガーデンアンジェや京王閣競輪場が立地している。
- ・ 京王多摩川駅周辺には、2つの公共自転車等駐車場が整備されており、民間の自転車等駐車場が立地していない。
- ・ 2つの公共自転車等駐車場のうち、1つはバイク専用となっている。

■■ 施策の方向性 ■■

- 自動車駐車場やその他施設のデッドスペースを開放することにより、小規模でも自転車が停められるよう土地の有効活用などをはかるなどの施策の展開を検討する。
- 民間事業者に対する補助制度を引き続き実施しながら、民間自転車等駐車場の誘導を行う。
- 京王多摩川駅周辺には民間の開発事業計画があり、将来の需要予測が大きく変化することもあるため、今後まちづくりの動向を注視しながら判断する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）については、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

重点的に進める施策

計画 8 補助制度の拡大

計画 9 補助対象施設の制限緩和

民間事業者に対する補助制度を見直し、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和

計画 11 附置義務対象施設の拡大

附置義務の対象となる施設を拡大するため、自転車等駐車施設の設置基準を見直し条例等を改正

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

交通管理者協議を行い、道路上への駐車施設設置について検討

計画 17 満空情報システムの導入検討

満空情報システムの導入を検討。自転車等駐車施設表示看板に放置禁止区域も掲載

計画 21 施設利用に関する情報提供

パンフレットの配布、市報・webサイト上での施設利用案内等

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布

自転車等駐車場の利用に関する疑問等への対応や、駐車マナーの向上を図るため、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報

計画 25 サイクルステーションの拡大（シェアサイクル）

放置自転車の削減及び駐車場の有効活用を目的として、利用促進に努める

計画 26 市民を対象とした利用促進等（シェアサイクル）

市内移動の利便性向上と、来街者の回遊性向上を図るために利用促進を図る

IV 計画の実現化に向けて

(1)事業化プランの策定

本計画は、調布市におけるこれからの総合的な自転車対策の在り方、実施すべき対策の基本的な方針を示した「調布市自転車等対策総合計画」を踏まえて、各対策を具体化するとともに、実現に向けた重点的な取り組み及び施策の絞り込みなどを行ったものです。

各施策の実現に向けては、相互に関連する施策のあることを十分に踏まえるとともに、利用者の利便性を損ねることのないよう留意し、施策の実施地域、実施主体、費用負担、実施スケジュールなどを定めた、より詳細な事業計画を検討・策定する必要があります。調布市では、実効性のある事業計画の策定に向けて、速やかに関係者と協議・調整を行い、また、策定された事業計画は、関係者及び市民に速やかに公表します。

(2)駅周辺の開発事業に伴う自転車等駐車施設設置への取り組み

京王線の地下化に伴い、様々な開発事業が進められ、自転車等駐車場の整備も進んできました。地下化に伴う開発事業以外にも、調布駅だけに限らず、市内の鉄道駅で、開発事業計画等の検討が進んでいる（もしくは今後進んでいく）ことから、それらに合わせて、駐輪に関する取組を進めていきます。

(3)自転車活用推進計画の策定

環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となってきた中で、平成 29 年 5 月 1 日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進していくことになり、調布市においても、同様の対応が必要となってきました。

本計画は、駐輪自転車等の問題課題に対応するための対策を示した計画であり、自転車活用の総合的な計画には至っていません。そのため、今後は、自転車ネットワーク計画もあわせて、本市における総合的な自転車政策に関する計画の策定を検討していく必要があります。

(4)調布市による計画推進の先導と関係者の緊密な連携・協議、協働

本計画に盛り込まれた施策は、行政、鉄道事業者・大規模施設設置者等、民間駐車場事業者及び市民が、それぞれの立場で役割を積極的に果たしていくとともに、関係者が緊密に連携し、協議・調整を図りながら、協働して実現していくことが求められます。調布市は、本計画の実現に向けて、積極的に取り組むとともに、先導的な役割を果たしていきます。

また、「調布市自転車等駐車対策協議会」のもと、調布市は、各施策の実施状況、実施による効果や影響などを定期的に検証し、計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策の改善・見直しを行いながら、これらの内容については、関係者及び市民に広く公表します。

登録番号
(刊行物番号)

2020-234

調布市自転車等対策実施計画改定版

発行日 令和3年3月

発行 調布市

編集 都市整備部 交通対策課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042-481-7420

FAX 042-481-6800
